

第3回 佐賀県政労使会議

日 時：令和7年7月8日（火）14時～

会 場：佐賀県庁新館4階 庁議室

【会議次第】

1 開会

佐賀労働局長あいさつ

佐賀県副知事あいさつ

2 議題

① 賃金の引上げについて

② 価格転嫁について

3 閉会

【配布資料】

資料1 各機関説明資料

資料2 連合佐賀提供資料

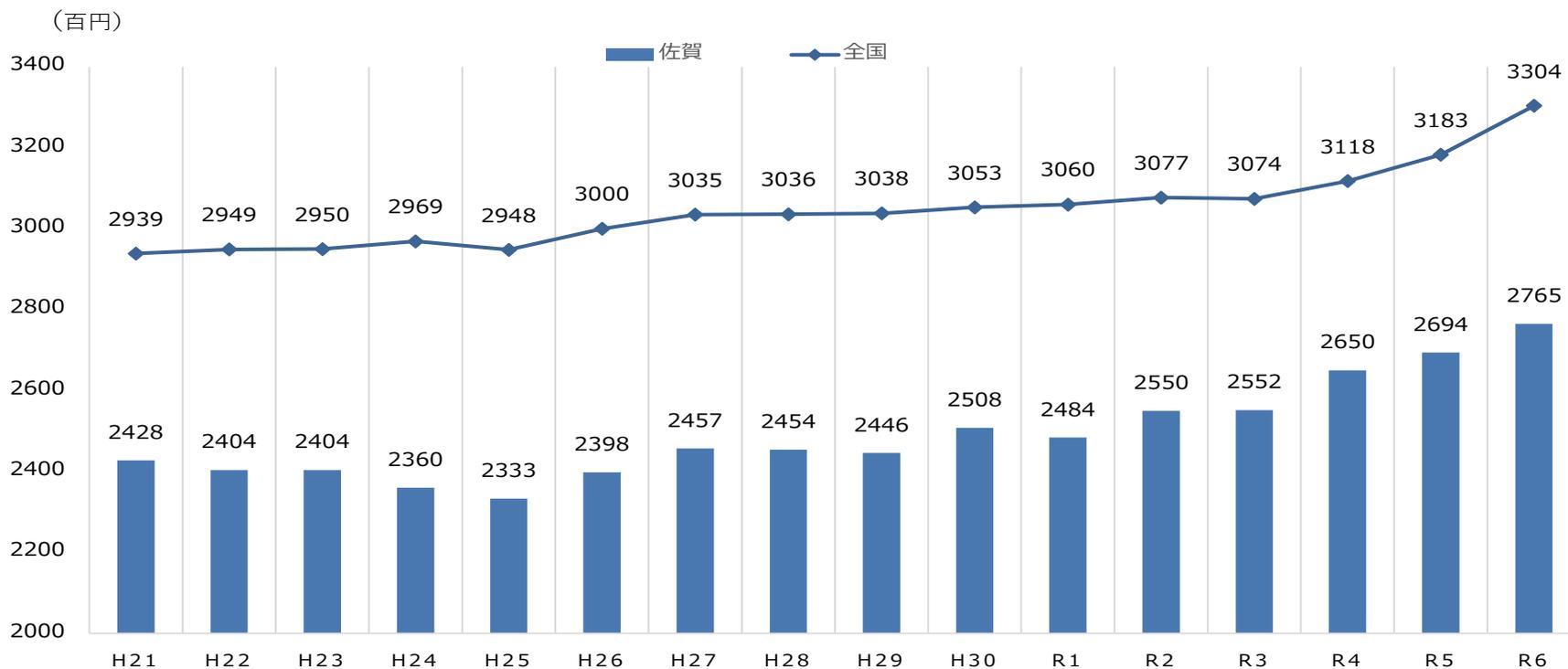
「第3回 佐賀県政労使会議」出席予定者名簿

令和7年7月8日(火)

区分	団体等名称	役職	氏名
使用者団体	佐賀県経営者協会	専務理事	福母 祐二
	佐賀県商工会議所連合会	専務理事	古園 裕久
	佐賀県商工会連合会	専務理事	今村 盛史
	佐賀県中小企業団体中央会	専務理事	西岡 剛志
労働者団体	日本労働組合総連合会佐賀県連合会	事務局長	松尾 和寿
関係機関	公益財団法人佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター	所長	林 靖生
	一般社団法人 佐賀県中小企業診断士協会	専務理事	成澤 俊彦
	佐賀働き方改革推進支援センター	センター長	満田 和弘
行政	佐賀県	副知事	引馬 誠也
	経済産業省九州経済産業局	産業部 次長	荒木 久男
	公正取引委員会事務総局九州事務所	総務管理官	大瀧 勇夫
	厚生労働省佐賀労働局	局長	城 寿克

賃金（所定内給与額）の推移（佐賀県、全国）

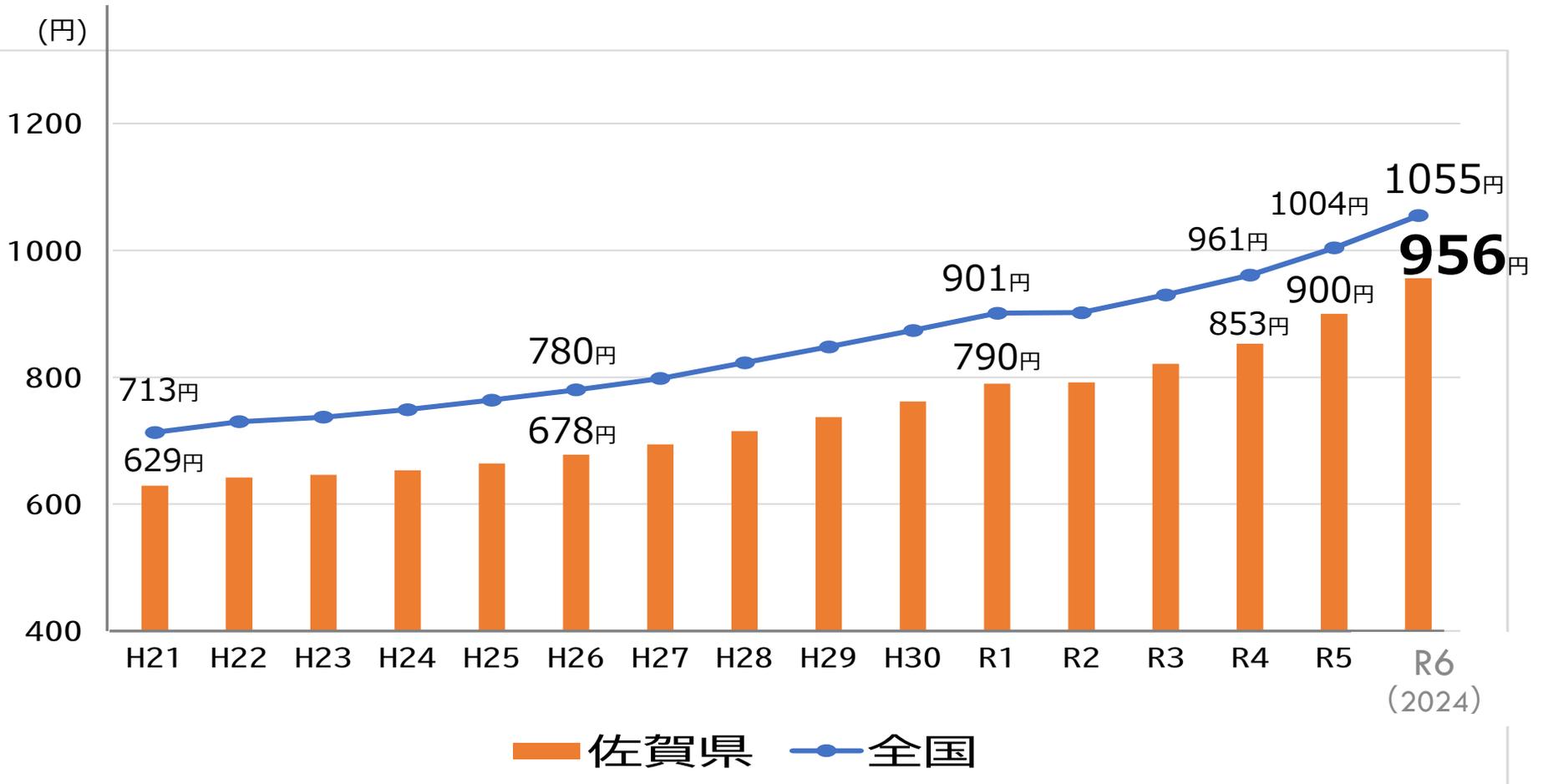
佐賀県の賃金(所定内給与額)は、平成21年から令和元年までの10年間は2.3%の伸び、令和元年から令和6年までの5年間で11.3%の伸びとなっている



資料出所：厚生労働省賃金構造基本統計調査 ※令和2年より調査集計方法が変更されたことに伴い、令和元年以前は遡及集計の値を使用

所定内給与額：労働契約や就業規則などであらかじめ定められた支給条件、算定方法により支給される現金給与額から超過労働給与額（超過勤務手当、休日時間外労働手当等）を差し引いた額

最低賃金額の推移（佐賀県、全国）



■ 佐賀県 ● 全国

佐賀県最低賃金額の推移

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
821円	853円	900円	956円
	32円up	47円up	56円up

「賃上げ」支援助成金パッケージ

業務改善助成金

賃上げ + 設備投資

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。**中小企業で働く労働者の賃金引き上げ**のための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。
※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の賃上げ

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。
(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満	6.5万円(4.3万円)
6%以上	7万円(4.6万円)

働き方改革推進支援助成金

労働時間削減等の取組(賃上げ) + 設備投資等

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

(※1)建設業の場合
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
(※3)別途団体向けのコースあり(上限額1,000万円)

コース区分(※3)	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

人材開発支援助成金

職業訓練 + 経費助成等(訓練終了後の賃上げ等加算)

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等**を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合
※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	助成率・額(賃上げの場合)
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります

この他、**人材確保等支援助成金(雇用管理改善の取組)**、**より高い処遇への労働移動等への支援**などがあります

「業務改善助成金」～県内の活用事例～

【建設業】ラジコン式草刈り機の導入

(従業員)27人
(申請コース)60円コース (引上げ)2人

導入前
現場で工事に入る前に、3名で1週間ほどかけて手作業で除草作業を行っており、多くの人手や時間を費やしていた。

導入後
ラジコン式草刈り機の導入により、作業人員の削減及び作業時間が短縮され、生産性が向上した。
・工事前の除草作業が1人で5日になり、負担が1/3に軽減された
・斜面や足場の悪い場所でも、遠隔操作により、安全に作業が実施できるようになった

【事業場内最低賃金】
938円→1,021円へ 83円引上げ

【運送業】受注機能付ホームページの開設

(従業員)2人
(申請コース)45円コース (引上げ)2人

導入前
電話で受注する際の聞き間違いや連絡ミスによる対応に要する雑用時間(30分~2時間)が多く、定期配送以外のスポット配送を受けられなかった。

導入後
受注機能付きホームページの開設により、受注管理が自動化され、雑用時間が減少した。
・受注時に電話での聞き間違いや連絡ミスがなくなり、雑用時間がほぼなくなった
・定期配送以外のスポット配送への対応が可能となり、売り上げが上昇した

【事業場内最低賃金】
900円→950円へ 50円引上げ

【医療業】電子カルテシステムの導入

(従業員)14人
(申請コース)60円コース (引上げ)7人

導入前
電子カルテシステムが古く(容量不足、処理能力が遅い)、一度に多くの作業を行うと処理できず、事務処理が停滞し、診察にも影響が生じていた。

導入後
電子カルテシステムの導入(更新)により、事務処理の停滞がなくなり、入力に要する時間が短縮された。
・システムの容量が倍増し、処理速度が上がったことで、一度に多くの作業を行っても処理が停滞することがなくなり、職員の入力負担が軽減した
・患者1人の受診時間が短縮され、より多くの診察が可能となった

【事業場内最低賃金】
867円→927円へ 60円引上げ

【介護事業】入浴設備の導入

(従業員)87人
(申請コース)90円コース (引上げ)10人

導入前
利用者約100名、1人あたり週2回入浴介助を行うが、浴室が3か所しかなく、平均1人20分ほど要し、職員の心身の負担が大きく、休職者や退職者が出る状況であった。

導入後
座位入浴ができる浴槽の導入により、入浴時の介助負担の軽減、入浴時間の短縮が実現した。
・専用車椅子に座ったまま入浴、洗身~洗い流しまで自動ででき1人に要する時間が半分になり、職員の負担が大きく軽減した
・短縮した時間をレク活動等に充てられ、利用者の満足度も向上した

【事業場内最低賃金】
900円→990円へ 90円引上げ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ) + 設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

活用のポイント

職業訓練 + 経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円 (40万円)
②諸手当等制度	
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

活用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算
(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円~240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package.00007.html



(R7.4)



中小企業事業主等の皆様へ

働き方改革

お悩みに寄り添います

Q カスハラ
の対応をしたい!

A 対応をご説明
しましょうか



Q 人手不足を
解消したい!

A 人材育成研修を
しませんか



Q 残業のない
働き方を
知りたい!

A 好事例と法制度を
ご案内しましょうか



Q 補助金・助成金
を利用したい!

A ご案内
します



補助金(中小企業庁)

助成金(厚労省)



Q 社員研修を
したい!

A 資料提供や講師を
しましょうか

働き方改革に関する様々な課題に**社会保険労務士**がお答えします。

佐賀産業保健総合支援センター



佐賀県よろず支援拠点



とも連携!

ご利用
いただける
サービス



電話相談



メール相談



来所・訪問相談



セミナー
社員研修

相談無料

秘密厳守

佐賀働き方改革推進支援センター



HP▶

〒840-0843

佐賀市川原町8番7号 平和会館1階



MAP▶

開所時間 平日 9:00~17:00 ※年末年始を除く

E-mail saga@workstylereform.net

TEL 070-3392-5560

令和7年6月5日からの電話・FAX番号

TEL 0120-610-464 (R7.6.5~)

FAX 0952-20-1541 (R7.6.5~)

受託実施機関



全国社会保険労務士会連合会

お申し込みは
裏面へ

社会保険労務士による無料相談・訪問支援申込票

佐賀働き方改革
推進支援センター宛

FAX：0952-20-1541 (R7.6.5～)

MAIL：saga@workstylereform.net

メール▶



申込日： 年 月 日

会社名 事業所名		代表者名	
業種		従業員数	名 (うち非正規雇用労働者 名)
住所	〒 -		
担当部署/役職	/	氏名	
電話番号	() -	FAX番号	() -
担当者携帯電話 (緊急時の連絡先)	- -	メールアドレス	@
相談希望日時	<input type="checkbox"/> 希望日時がある場合 第1希望 月 日 / 時から 第2希望 月 日 / 時から 第3希望 月 日 / 時から		<input type="checkbox"/> 電話で調整を希望
相談方法 (どちらかにチェック)	<input type="checkbox"/> 会社・事業所へ訪問 <input type="checkbox"/> センターへ来所 <input type="checkbox"/> ZOOMなどによるオンライン相談		
相談内容 (ご希望内容にチェック)	<input type="checkbox"/> 働き方改革で何から手をつけたらよいか分からない <input type="checkbox"/> 生産性向上による賃金引上げ <input type="checkbox"/> 助成金制度の活用 <input type="checkbox"/> 人材確保・人材育成 <input type="checkbox"/> テレワーク・副業・兼業 <input type="checkbox"/> 長時間労働の是正 <input type="checkbox"/> 給与体系・賃金制度(評価制度) <input type="checkbox"/> 有給休暇の取得義務化への対応 <input type="checkbox"/> 労働時間管理(時間外労働 他) <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> 36協定・就業規則見直し <input type="checkbox"/> 高齢者活用、女性の活躍推進 <input type="checkbox"/> 外国人の就労・受け入れ <input type="checkbox"/> ハラスメント防止対策 <input type="checkbox"/> しわ寄せ防止 <input type="checkbox"/> 働き方改革関連法への対応全般 <input type="checkbox"/> 仕事と育児・介護の両立支援(くるみん等)		
	<input type="checkbox"/> その他 ※特に相談したい内容がございましたら、こちらにご記入ください。		
この専門家相談を 知ったきっかけ	<input type="checkbox"/> 労働基準監督署からの紹介 <input type="checkbox"/> ハローワークからの紹介 <input type="checkbox"/> 金融機関からの紹介 <input type="checkbox"/> 商工会議所・商工会からの紹介 <input type="checkbox"/> Facebook ページを見て <input type="checkbox"/> 市町等のその他団体 <input type="checkbox"/> ホームページを見て <input type="checkbox"/> 労働局からの紹介 <input type="checkbox"/> その他 ()		

※ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

定員
10名
無料

7/26 (土) 開講
全10日間

新しい時代に
“イノベーション”を起こす
「後継者経営塾」塾生大募集!



佐賀よろず 後継者経営塾

「後継者経営塾」は、経営に必要な知識を実践的に学び、自社を深く見つめ直し、これからの成長戦略を描いていくための「実践型プログラム」です。

同じ立場で悩み、挑戦する仲間たちと切磋琢磨しながら、自信と覚悟を育てていきます。最終日には、各塾生が「自社の課題とその解決策」についてプレゼンテーションを実施。自らの経営力を試す場となります。



経営者仲間づくり



経営知識



経営戦略・計画

講義やワークショップに加え、塾の開催日以外でも、40名以上の専門家チームがあなたの経営課題に個別対応。中期経営計画やBCP（事業継続計画）の策定支援など、実務に直結するサポートも受けられます。

経営者として最も大切なのは、「やるべきことを、すぐに実行する力」です。時間をつくることも、立派なマネジメント能力の一つです。本塾は参加費無料ですが、会社の未来を本気で考える覚悟のある方だけにご参加いただきます。(書類選考あり) ともに学び、新しい時代を切り拓く一歩を、ここから始めましょう!

■対象者

後継者の担い手
社長になりたての方
例) 経営者親族
幹部社員(社内)
起業家(社外)
M&Aによる新米社長

■開催場所 (対面)

佐賀県産業イノベーションセンター
2階第一研修室
佐賀市鍋島町八戸溝114

■開催日時

7/26, 8/2,6,16,20,30
9/6,10,13,20



回	日 時		カリキュラム	時間	担当	
1	7月26日	土	9:00-17:00	自己紹介	3.5	大村
				オリエンテーション、経営者の意識と行動		
				経営理念、行動指針、ビジョンの重要性		
2	8月2日	土	13:00-17:00	自社の強み、弱み、市場環境の分析、SWOT分析	3.5	武川
				戦略キャンバス	1.5	武川
				STP、カスタマージャーニー	2	武川
				経営者がおさえておくべき知的財産権	0.5	INPIT
3	8月6日	水	18:30-20:30	WEBマーケティング、SNS活用	2	辻山
					オンライン	
4	8月16日	土	13:00-17:00	決算書の読み方のポイント	4	中島
				管理会計活用方法		
				経営指標：他社のケーススタディ(ワーク)		
5	8月20日	水	18:30-20:30	ChatGPT活用方法	2	黒木
				社内業務のDX化		
6	8月30日	土	13:00-17:00	ブランドの構築方法	1.5	今里
				中長期経営計画作成の仕方	2.5	松重
				年度方針、施策を盛り込んだ経営計画書の作り方		
7	9月6日	土	9:00-17:00	事業承継の進め方	2.5	江越
				事業承継計画の作り方のポイント		
				組織開発と職場活性化	2.5	大村
				リーダーシップ、コーチング、ポジションチェンジ		
				資金調達のポイント、金融機関との付き合い方	2	池田
8	9月10日	水	18:30-20:30	ストーリーテリングと動画活用	2	樋口
					オンライン	
9	9月13日	土	13:00-16:00	人手不足対策	1.5	今里
				経営者がおさえておくべき労務管理	1.5	働き方改革
				経営者がおさえておくべき法務	1	青山
10	9月20日	土	13:00-17:00	自社の課題と対策発表&交流会	4	

【申込方法】 次のQRコードまたはURLから申込みフォームにご記入の上お申し込み下さい。

申込締切：

7月18日(金)

＜申込フォーム記入内容＞ ①会社名 ②氏名・年齢
③住所 ④連絡先電話番号 ⑤連絡先メールアドレス
⑥事業内容 ⑦志望の動機 (200字以内)



bit.ly/43E1vJW

■ 受講審査

書類審査のうえ、7月22日(火)までにご連絡いたします。

※上記カリキュラムにつきましては一部変更になる場合もございますので予めご了承願います。

■ 共催

佐賀県よろず支援拠点
佐賀県事業承継・引継ぎ支援センター
佐賀県産業イノベーションセンター



中小企業庁
佐賀県よろず支援拠点



佐賀県
事業承継・引継ぎ支援センター

■ お問合せ先 TEL0952-34-4433 大村
Eメール info@yoro-zu-saga.go.jp



公益財団法人 佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター

経営者の挑戦に、 伴走します！

相談
無料

何回でも
OK!

無料
セミナー
開催

経営者のみなさま、こんなお悩みありませんか？

-  経営の立て直しを図りたい
-  売上を伸ばしたい
-  効果的なPR方法を知りたい
-  次世代へのバトンの準備を考えたい

中小企業経営者、小規模事業者、創業予定の皆さま

- 創業支援
- 経営戦略
- 補助金
- 助成金
- 事業計画策定
- 販路開拓
- 事業承継
- 経営改善
- 資金繰り
- 事業再生
- 雇用・労務
- 人材育成
- 組織開発
- 新規事業開発
- 地域資源活用
- 債権保全・債権回収
- 現場改善・生産性向上
- 法律
- 知的財産
- M&A
- 広報戦略
- デザイン・ブランディング
- IT活用(システム)
- WEBマーケティング
- 商品開発(食品・食品以外)
- HACCP・食品安全マネジメントシステム
- 写真撮影・動画制作
- 海外展開

佐賀県内各地にてサテライト相談所設置中！

下記の曜日にて10:00~16:00開催。
ご予約は、よろず支援拠点へご連絡ください。

毎週火曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	毎週金曜日	毎週火曜日	第2・4月曜日	毎週月曜日	第2・4木曜日	毎週水曜日	第1・3月曜日
唐津	有田	武雄	伊万里	鳥栖	鹿島	嬉野	小城	佐賀	佐賀
サテライト	サテライト	サテライト	サテライト	サテライト	サテライト	サテライト	サテライト	経営相談窓口	経営相談窓口
唐津商工会議所	有田商工会議所	武雄商工会議所	伊万里商工会議所	鳥栖商工会議所	鹿島商工会議所	嬉野市役所 嬉野庁舎	小城商工会議所	佐賀信用金庫 神野支店	佐賀県信用保証協会

相談のお申し込みはお電話にてお気軽にお申し込みください！《予約制》



中小企業庁

佐賀県よろず支援拠点

予約受付時間 平日 9:00~17:00

TEL 0952-34-4433

佐賀よろず



<https://yorozu-saga.go.jp/>



ホームページ



Facebook



LINE公式



Instagram



X(旧Twitter)



Google Map



〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114

佐賀県よろず支援拠点 コーディネーター紹介

経営に欠かせない、事業計画は立てていますか？
まだの方、まずは『中小企業診断士』へご相談を！



チーフ

大村 一雄

インキュベーションマネージャー・不動産鑑定士

スーパーの再建、アパレルショップ100店舗展開など社長業の経験を活かして、経営上の様々な課題解決のお手伝いをいたします。

サブチーフ

今里 暁子

Webプロデューサー・産業カウンセラー

Web業界30年・個人事業主18年。最も好きなことは「売上をあげる」こと。売上に関してお悩みの方、お待ちしております。

経営全般

松重 栄次

中小企業診断士・1級販売士

①各種補助金の申請支援、②店舗の経営改善が得意分野です！経営のお困りごとには中小企業診断士へ！ご相談お待ちしております！

宮崎 正弘

技術士(経営工学)・中小企業診断士

事業に必要な経理、経営計算を分かり易く説明いたします。これから創業をお考えの方のご相談もお待ちしております。

中島 章雄

中小企業診断士・行政書士

創業から日常業務の悩みまで、共に考え課題解決をサポートします。まずはお気軽にご相談下さい。

武川 敏之

中小企業診断士

経営に関する不安は様々ですが、そんな時はよろず支援拠点をご利用下さい。前向きな気持ちになるよう全力でサポートいたします。

八尋 建樹

中小企業診断士

経営に関するお悩みを気軽に話せるパートナーとして、安心してご相談いただけるよう、リラックスできる雰囲気づくりを大切にしています。

長岡 克晋

中小企業診断士・MBA

MBA、中小企業診断士での学びで培った経営者の思いの具体化支援、施策の立案・実行スキルを使い、全身全霊でサポートさせていただきます。

黒木 美由紀

中小企業診断士

IT活用や創業支援、販売促進が得意です。強みの掘り起こしや差別化する方法と一緒に考えます。「良いところ探し」で売上UP！

池田 巧

中小企業診断士・調理師

『ありがたい経営をデザインし、ファン顧客を増やすサポート!』相談企業の活路や打ち手を、ともに汗して、考えます。

川瀬 健誠

中小企業診断士

食品の営業・流通・販売・輸出だけでなく、創業や経営のご相談もぜひお気軽にご相談ください。課題解決・売上拡大に貢献できれば幸いです。

阿部 哲也

中小企業診断士・第一種衛生管理者

資金繰り、顧客提供価値は何か、経営計画・実行プラン等、一緒に可視化して不安を希望にしていきたいと思います。

Web

宮原 崇

Webアプリケーションエンジニア・Webクリエイター

「Webで何ができるの?」からスタートして「Webでやりたいこと」をお手伝いします。

水町 嘉宏

Webプロデューサー・Webマーケティング

難しくとつきにくいIT関連用語を分かりやすく翻訳してお伝えいたします!お気軽にご相談ください。

古賀 和彦

Webクリエイター・広告デザイナー

「ホームページを立ち上げたい」「SNSを活用して集客したい」「ネットショップを開業したい」など、お気軽にご相談ください。

販売促進

宮原 務

マーケティング・Webクリエイター

お客様の課題解決に必要な要素が何か、広告か、ツールか、それともアイデアか、を深く掘り下げていくことを心がけています。

白神 しのぶ

マーケティングプロデューサー

ふんわりとした雑談からピリッとした海外展開まで、これまでの活動実績と人生経験から答えは必ず見つかると思います。

辻山 敏

広告プランナー・クリエイティブディレクター

コンセプト・商品企画、デザイン・キャッチコピー、販促施策(印刷物・Web・SNS等)などマーケティング全般を支援します。

クリエイター

鷺崎 修

デザイナー

販促物やロゴ、商品ラベルやパッケージ等、特に印刷物のデザインに関する事、お気軽にご相談ください。

吉田 亜沙美

デザイナー

デザイナー歴19年。ロゴやチラシ、Webデザインなど新規顧客獲得や売上向上のためのデザインと一緒に作り上げるお手伝いをいたします。

樋口 浩一

映像ディレクター

映像ディレクター17年。情報を収集、分析し、想いをくみ取りながら本質を見極め、魅力を見出していくことを得意としています。

塚本 慎太郎

デザイナー・有機JAS審査員補

自社や商品の魅力をどう伝えれば良いか分からない方、農業分野のお困りごとにもお答えできるかと思います。

野口 杏奈

SNSデザイナー・デザイナー

InstagramやCanvaのことで「どうすればいいかわからない」と悩んでいる方は、ぜひお気軽にご相談ください。

食品

矢野 尚美

元パティシエ・食育講師

何からスタートすればいいかわからない方を支援します。SNS・メルマガ配信、スキル商品化講座の商品開発もご相談ください。

吉永 智香

JHTC認定上級HACCPコーディネーター・中級食品表示診断士

食品表示ラベル作成やHACCP取り組みを支援。年間80件以上のセミナーを実施し、事業を軌道に乗せるお手伝いをしています。

中野 幸浩

商品開発(食品)・調理師

40年以上「食流通」の現場に従事した経験を生かし、「売上拡大」「収益確保」に繋がる実践的な取り組みを支援致します。

徳永 梨菜

食品開発技術者・中級食品表示診断士

健康的でおいしい味づくり、付加価値のある商品づくりを得意としています。おいしい等独自の視点で、あなたの商品開発を支援します。

人事労務

中島 笑美

特定社会保険労務士・第一種衛生管理者

人事・労務管理分野の課題背景を探るべく、相談者様のお立場に寄り添い、安心してお話しいただける環境づくりに努めています。

法律

江藤 豊史

弁護士・中小企業診断士

大好きな佐賀をより活気があり魅力ある街とするために法律問題はもろんのこと、経営問題や再生支援のご相談も対応可能です。

現場改善

江口 和希

業務効率化アドバイザー

所属組織内外で多くの問題解決を実施してきた経験を活かし、現実的な問題解決の提案を行います。お気軽にお越しください。

中小企業の皆さまへ！

人手不足対策 セミナー& 合同説明会 & 個別相談会

令和7年 7月30日(水) 14:00-16:30

開催場所：佐賀市鍋島町八戸溝114
佐賀県産業イノベーションセンター2階研修室

参加
無料

先着
30名様

今こんな課題はありませんか？

- ◆ 求人を出しても人が集まらない…
- ◆ 副業・兼業人材を活用してみたい
- ◆ 賃上げ要請への対応に困っている
- ◆ 働き方改革や助成金、何かから手をつければ？



3つの機関が連携し、あなたの課題を一気に解決！

時間	内容	担当機関
14:00-14:30	人手不足対策セミナー「採用できる企業の条件」	よろず支援拠点
14:30-15:00	副業人材活用・価格転嫁・賃上げ施策の説明	中小企業診断士協会
15:00-15:30	働き方改革・労務改善・助成金の最新情報	働き方改革推進支援センター
15:30-16:00	よろず支援拠点の活用方法	よろず支援拠点
16:00-16:30	各機関による個別相談会（受付時、先着順）	各3機関

「人が足りない」と嘆く前に、まずはご相談を！ あらゆる支援制度や人材活用の選択肢をご提案します！

共催：

佐賀県よろず支援拠点
佐賀県中小企業診断士協会
佐賀働き方改革推進支援センター

お問い合わせ：

事務局（佐賀県よろず支援拠点）
TEL：0952-34-4433
MAIL：info@yorozu-saga.go.jp

お申込みはこちらから
bit.ly/43P4rEX



最低賃金

900円から **956**円に！

福岡に次ぐ九州単独2位

R5.10月～

佐賀型賃金UP支援プロジェクト

支援チーム



■ 県・国補助金の紹介

■ 申請事務のサポート

■ 課題解決事例の提示

など

企業に寄り添った丁寧な支援！

支援補助金

賃金UPを行う事業者を支援



生産性向上の取組支援

きめ細やかな支援で賃上げを下支え

目安額 +6円
九州1位タイ

佐賀県では
過去最大
+56円UP

956円

900円
九州2位！

853円
全国最下位だった…

R1 R2 R3 R4 R5 R6

都市部との賃金格差は依然大きい

佐賀	福岡	山口
956円	992円	979円

+36円
昨年からの差が5円縮小

神奈川	東京
1,162円	1,163円

+1円

持続的な賃上げへ 企業の生産性向上を支援

佐賀型賃金UP支援補助金 第4弾まで

R5. 10月～ 第1弾 204 事業者が活用

小規模事業者の生産性向上の取組を支援

対象を拡大！

R6. 3月～ 第2弾 640 事業者が活用

小規模事業者 + 中小事業者の生産性向上の取組を支援
従業員がいない事業者向けの支援

好評につき継続！

R6. 10月～ 第3弾 195 事業者が活用

中小・小規模事業者の生産性向上の取組を支援
従業員がいない事業者向けの支援

好評につき継続！

R7. 3月～ 第4弾 181 事業者が活用

中小・小規模事業者の生産性向上の取組を支援
従業員がいない事業者向けの支援

第1弾～第4弾まで

のべ **1,220** 事業者が活用

企業から喜びの声

賃上げ時期に応じて県が支援を実施してくれて助かる

資金的な余裕がなく後回しにしていた設備投資に着手するきっかけになり助かった

事業者のニーズ(生産性向上、販路開拓、売上拡大など)に合わせて活用できて助かる

専門家派遣でのアドバイスに従い業務を見直し、残業時間を減らすことができた

生産性向上による



豊かさの連鎖へ

成果事例① 和菓子製造業者が工程の自動化による生産性向上！

①本村製菓（和菓子製造業者）

＜補助金での取組内容＞

カメラセンサーを搭載した不良品選別機を導入し、選別作業の自動化による生産性向上。

＜取組の効果＞

設備を停止回数が約9割減少。カメラセンサーを活用した不良品の自動排出が可能となりオペレーターの作業負担軽減につながった。

＜事業者の声＞

- ・従業員から体が軽くなったという声があり、残業時間も縮小した。
- ・賃金についても事業場給与総支給額が2023年比で139%になり、従業員のモチベーションアップにつながった。
- ・補助金のおかげで、投資リスクを軽減することができた。



成果事例② 刃物製造業者がデジタル機器導入による品質の標準化！

②吉田刃物（刃物製造業者）

＜補助金での取組内容＞

包丁等研磨による刃角度のバラツキ発生を無くすために3D形状測定器を導入。

＜取組の効果＞

刃角度のバラツキを数値化して一番切れる刃の角度を明確にでき、社内基準を設けることができた。

＜事業者の声＞

- ・補助金をきっかけにこれまでできていなかった客観的分析を実施することができた。
- ・品質基準があがり、従業員のやる気につながり、モチベーションアップにつながった。



佐賀県型賃金UP支援チーム

1. 中小企業支援実績

①経営相談/労務相談(訪問+TEL)

企業が抱える
悩み相談
での課題整理

2023年 **26件**

2024年 **95件**

2025年 **7件**(4, 5月)

②中小企業が抱える「経営課題解決支援」

企業が抱える
課題に精通した専門
家を派遣し
解決支援

2023年 **12社 31回**

2024年 **56社 236回**

2025年 **26社 43回**(4, 5月)

経営全
般30%

製造業
21%

販路拡
大15%

飲食業
16%

売上拡
大20%

サービ
ス業
14%

紹介してい
る補助金
助成金

2. 賃上げのための補助金紹介/申請支援

①セミナーにて申請ポイント/活用支援紹介

2023年 県内**6ヶ所 7回**実施 参加者**112人**

2024年 県内**4ヶ所 6回**実施 参加者**256人**

佐賀県中小企業生産性向上支援補助金

業務改善助成金

佐賀県業務改善サポート補助金

多様な人材確保環境整備補助金

中小企業省力化補助金

③販路拡大セミナー

商品開発・販
路拡大・大手
小売り店との
付き合い方を
講義

2024年 県内**3ヶ所**実施 参加者**56名**

①野菜生産法人:東京百貨店取扱い。大手
食品卸業者と商談中。

②食品製造業:百貨店等/テナント展開業者
と商談中。

②補助金/助成金申請支援

・補助金/助成金
の内容説明
・活用アドバイ
ス
・申請書の作成
支援等

2023年 **250件**

2024年 **522件**

2025年 **287件**(4, 5月)

佐賀県型賃金UP支援チーム専門家派遣 支援事例

業種	小売業	課題	商品開発
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・数値計画の作成 ・商品別粗利率の算出→粗利率の高い商品を優先的に販売 ・仕入価格の見直し ・価格の一部改定 		
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高対前年比 +40,000千円 ・従業員へ賞与として還元 		
事業者の声	<ul style="list-style-type: none"> ・数値計画作成の大切さが理解できた ・根拠のある施策を打てたことで今後の自信ができた 		

業種	農業（法人）	課題	業務改善
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・5S活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○資材、工具の整理/適正配置/清掃ルールの策定 ○毎朝5分の清掃習慣化 ○業務プロセスの整理 ・マネジメント体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○タスク管理/進歩管理の定例化/3か月計画の策定 		
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・正社員/パート社員の賃金UP ・5Sの定着化 ・次年度以降の課題整理（数値管理強化/組織力UP） 		
事業者の声	<ul style="list-style-type: none"> ・課題に対しゴールを示してもらい、解決に向け寄り添って支援してもらいありがたかった 		

業種	飲食業	課題	経営全般
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・メニューの価格改定/構成変更/原価管理の徹底 ・SNSの活用強化し口コミ促進/会員特典やクーポンの導入 ・従業員のシフト見直し→生産性向上 		
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・客単価4,700円→5,000超。 ・予約数の増加/新規顧客増加/リピーター率向上 ・利益率の向上→財務状況の安定化 		
事業者の声	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な観点で分析してもらい、多くの気づきが得られた ・多方面での助言/提案をいただき大変ありがたかった 		

業種	農業（法人）	課題	販路拡大
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・商品価値と販売戦略の支援 <ul style="list-style-type: none"> ○百貨店/スーパー向けプレゼン資料の作成 ・提案書作成と販路開拓支援 <ul style="list-style-type: none"> ○企業とのマッチング機会の提案 		
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書の完成 ・商談機会の創出→百貨店との定番取引が決定 ・新販路開拓の方向性確立（大ロット取引） 		
事業者の声	<ul style="list-style-type: none"> ・大手百貨店との取引ができ大変ありがたかった ・大手取引先との付き合い方など今後の販路開拓の参考になる。 		

価格転嫁等の取組状況について

2025/07/08

九州経済産業局

持続的な賃上げの実現に向けた中小企業の「稼ぐ力」の強化

- 中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げには、下請法の改正・執行など適切な価格転嫁など制度面での対策に加え、生産性の向上や成長・拡大などにより、中小企業の「稼ぐ力」を抜本的に強化。
- このため、(1) 地域の賃金水準への波及力がある「売上高100億企業」を恒常的に創出する新たな支援制度を創設するなど、成長・拡大を目指す企業をシームレスに支援するとともに、(2) 地域を支える中小企業・小規模事業者の生産性向上や省力化投資等を加速化させるための支援を、昨年を上回る規模で実施。

価格転嫁対策の更なる徹底

- 下請法・振興法の一部改正（令和8年1月1日施行）、執行強化
- 「価格交渉促進月間」における転嫁状況の調査等
- 業界やサプライチェーン全体での「取引適正化」



地域の賃金水準の底上げ

生産性向上や省力化投資等の加速化を支援

- 生産性向上のための支援制度の拡充（ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継・M&A補助金等）
- 中小企業省力化投資補助金の拡充（一般型・カタログ型）
- 商工団体等による支援、資金繰り支援、災害復旧支援等



地域の賃金水準の底上げ

「売上高100億企業」など、成長・拡大を目指す企業をシームレスに支援

- 中小企業成長加速化補助金の新設（売上高100億企業の創出等を強力に後押し）
- 中堅・中小大規模成長投資補助金の拡充



地域の賃金水準の引上げ

取引適正化に向けた施策ツール

- 原材料価格やエネルギーコスト、労務費等のコストが上昇する中、コスト増を下請中小企業だけでなくサプライチェーン全体で負担し、中小企業においても賃上げできる環境を整備するためにも、適切な価格転嫁をはじめ取引適正化の実現が不可欠。
- このため、中小企業庁として、厳正な法執行や実態把握、業界への働きかけなど施策ツールの拡充を図りつつ、公正取引委員会を始めとする関係省庁と連携の上、取引適正化を強力に進めていく。

1) 法律の厳正な執行

- ① 下請代金法(規制法。下請代金の減額、支払遅延等を禁止。立入検査、改善指導、公取委への措置請求等を実施。令和8年1月1日改正施行)
- ② 下請振興法(望ましい取引のあり方(振興基準)を策定・公表し、親事業者等に指導・助言等を実施。令和8年1月1日改正施行)
- ③ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランスに業務委託する事業者に対する規制法。取引関係のほか、労働環境整備についても。令和6年11月1日施行。)

2) 実態把握・相談対応

- ① 下請Gメン(R7:330名)によるヒアリング(年間約10,000件 内九州約800件)
- ② 知財Gメンによるヒアリング
- ③ 全国47都道府県の下請かけこみ寺による相談対応(年間約12,000件)
- ④ 全国47都道府県のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し相談体制を強化(令和5年7月10日設置)

3) 業界への働きかけ

- ① 業種別ガイドライン(20業種) 自主行動計画(29業種・79団体)
- ② 価格交渉促進月間(9月、3月)
- ③ 取引先との共存共栄を発注側企業の経営者が宣言するパートナーシップ構築宣言(71,000社超)

2025年3月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2025年3月で8回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁の実施状況について、中小企業に対して「①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング」を実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、**2024年10月～2025年3月末までの期間**における、発注企業（最大3社分）との間の**価格交渉・転嫁の状況**を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 **2025年4月21日～5月30日**

○回答企業数 **65,725社**（回答から抽出される**発注企業数**は延べ76,894社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は14,778社

※参考：**2024年9月調査：51,282社**（延べ54,430社）

2024年3月調査：46,461社（延べ67,390社）

○回収率 **21.9%**（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2024年9月調査：**17.1%**、2024年3月調査：**15.5%**

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

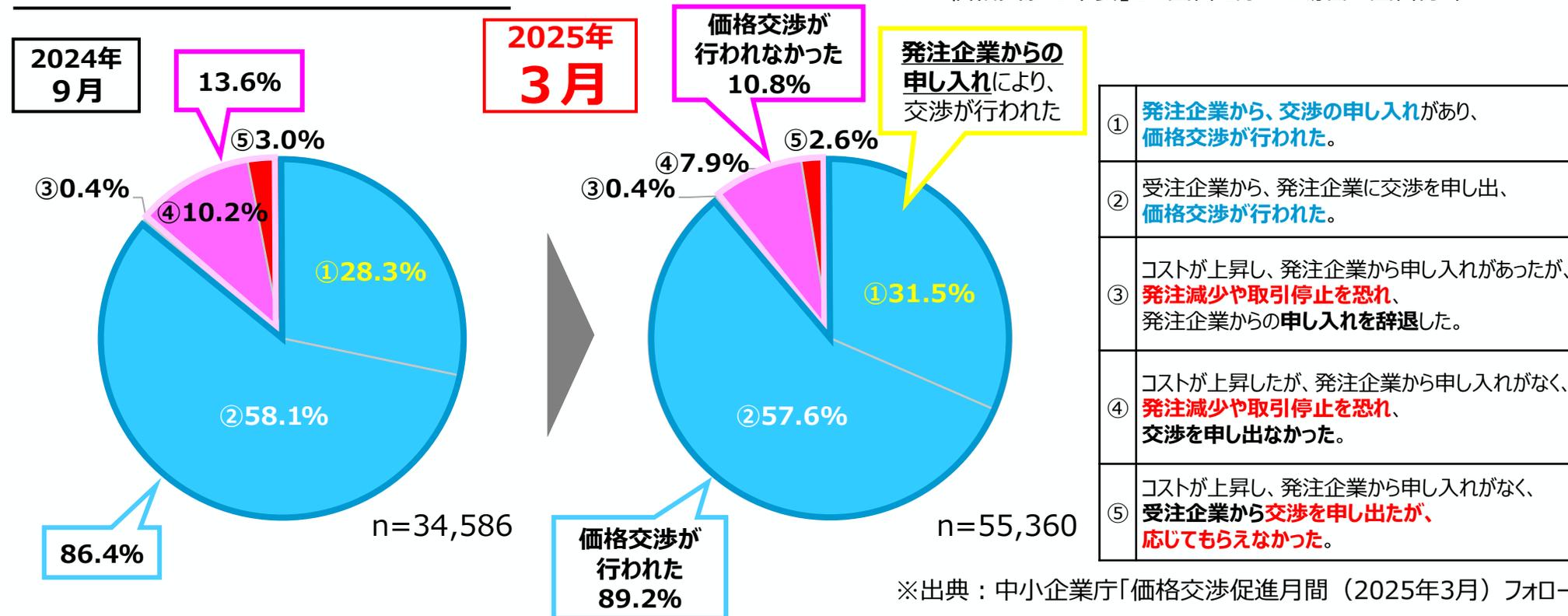
※出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2025年3月）フォローアップ調査」

価格交渉の状況

- 「**発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた**」割合（①）は、前回から約**3ポイント増の31.5%**。
- 「**価格交渉が行われた**」割合（①②）も前回から約**3ポイント増の89.2%**。
- 「**価格交渉が行われなかった**」割合（③④⑤）は**減少**（前回13.6%→10.8%）。
 - **発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割**。引き続き、**協議に応じない一方的な価格決定の禁止**を盛り込んだ「**中小受託取引適正化法**」の周知を含め、価格交渉・転嫁への更なる**機運醸成が重要**。

直近6か月間における価格交渉の状況

※「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布



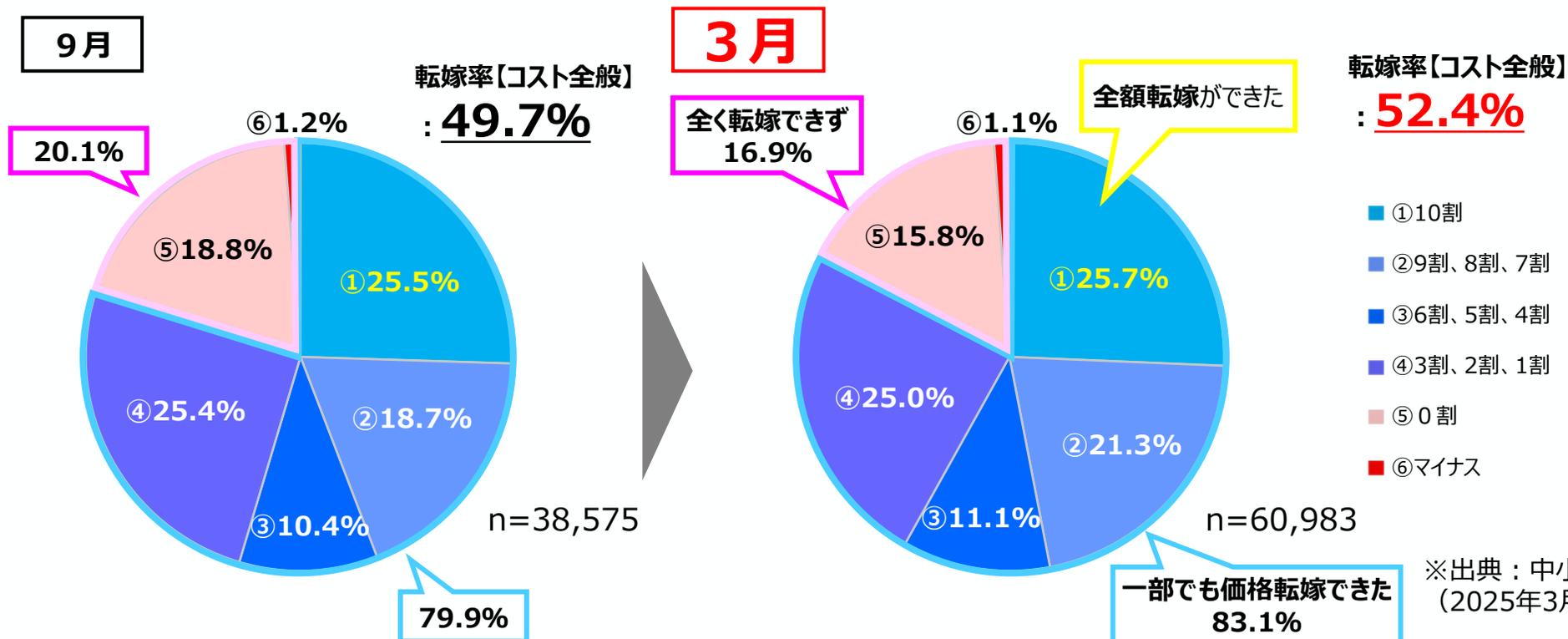
※出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2025年3月）フォローアップ調査」

価格転嫁の状況【コスト全般】

- コスト全体の価格転嫁率は52.4%。昨年9月より約3ポイント増加（前回49.7%→52.4%）。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、前回から約3ポイント増の83.1%。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は減少（前回20.1%→16.9%）。
 - 価格転嫁の状況は改善してはいるが、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態。転嫁が困難な企業への対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布



※出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2025年3月）フォローアップ調査」 6

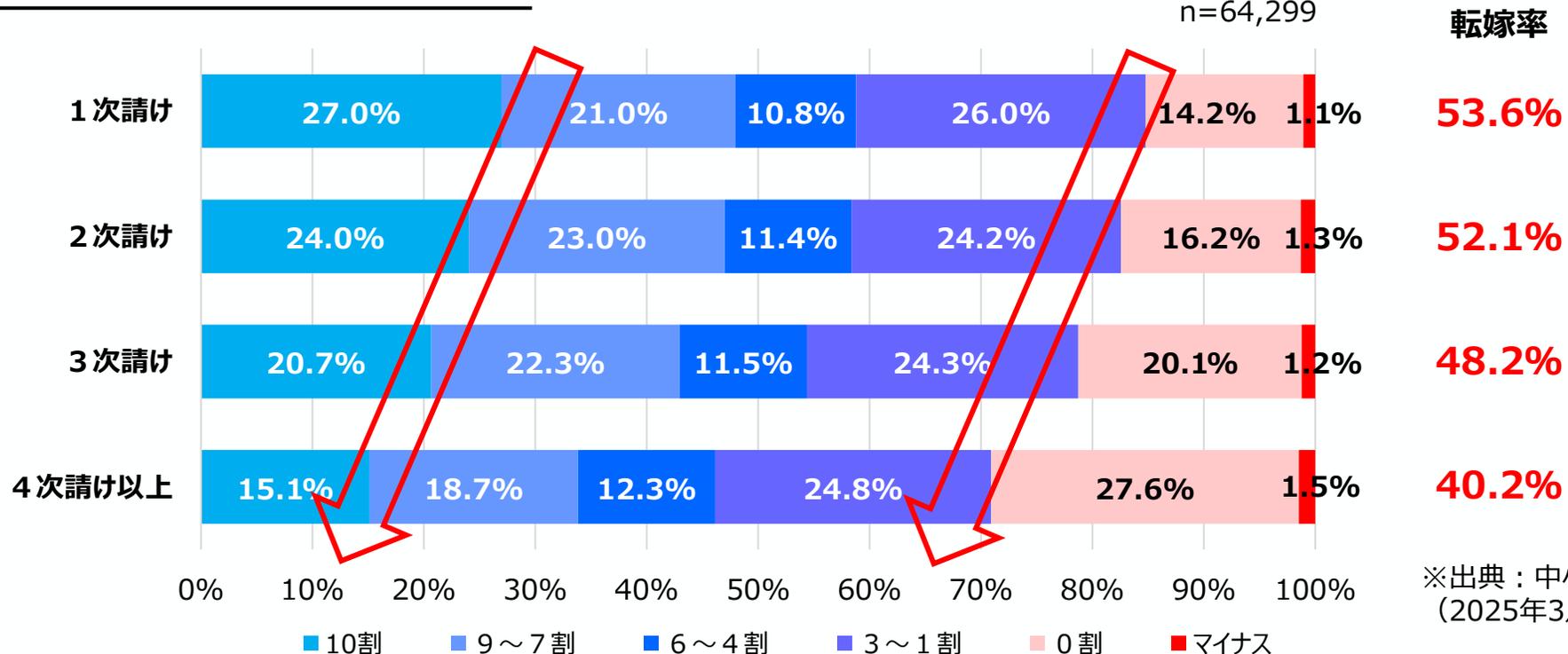
サプライチェーンの各段階 (※) における価格転嫁の状況

- 価格転嫁率は、1次請けの企業は5割超 (53.6%) に対し、4次請け以上の企業は4割程度 (40.2%)。
- 特に、4次請け以上の階層においては、「全額転嫁できた」企業の割合は1.5割程度にとどまり、「全く転嫁できなかった」又は「減額された」企業は、3割近く (29.1%) に上る。
- いずれの段階においても、前回と比較して、転嫁率は上昇傾向にはあるものの、受注側企業の取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低くなる傾向がみられる。
 - より深い段階への価格転嫁の浸透が引き続き課題。

受注側企業の取引段階と価格転嫁率

※各取引段階：受注側中小企業に対する、「自社が、最終製品・サービスを提供する企業から数え、どの取引段階に位置しているか」との質問への回答を集計したもの。

n=64,299



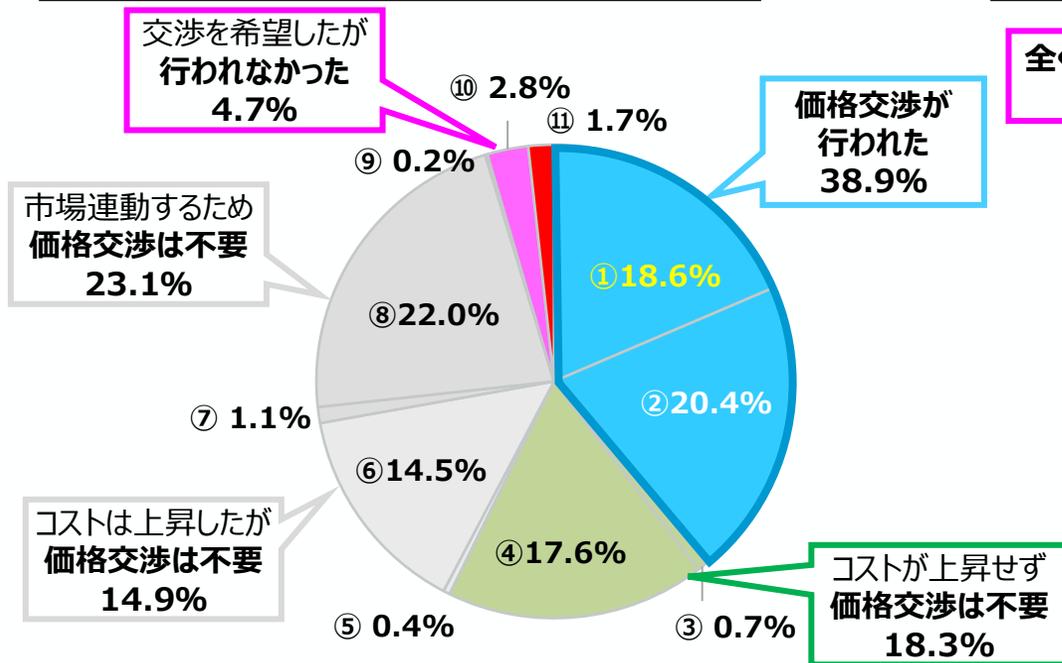
※出典：中小企業庁「価格交渉促進月間 (2025年3月) フォローアップ調査」

官公需 ※ における価格交渉・価格転嫁の状況

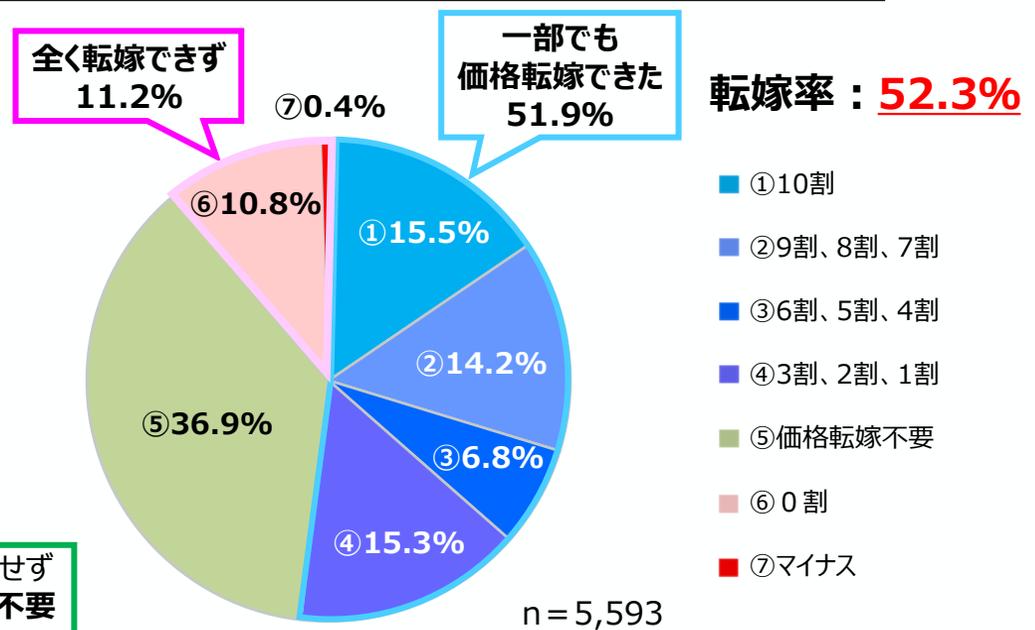
※「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品購入・役務の提供依頼・工事の発注を行うこと。

- 官公需の**価格転嫁率**は、**52.3%**。（「価格転嫁不要」の場合を除く3,528件の回答の平均）
- なお、官公需全体では「**入札により価格決定している**」割合が**約9割**（官公需以外では、約1割）。
- 「**価格交渉が行われた**」割合は、**約4割**（前回30.2%→38.9%。官公需以外では、6割超）。

直近6か月間における価格交渉の状況



直近6か月間における価格転嫁の状況【コスト全般】



アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

- 入札公告時にインフレスライドの対象工事に該当する旨が明記されているので、安心して応札できる。
- ▲価格転嫁について説明をしても、予算がないことを理由にに応じていただけないことがある。
- ▲原価計算を行わずに、受注企業へ一方的な価格を押し付けるため、価格交渉が全くできない。

※出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2025年3月）フォローアップ調査」

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング 【発注企業の業種毎に集計】

- 製造業系が上位にあり、トラック運送、広告等が下位にあるなどの全体的な傾向は従前通りだが、**トラック運送は約6ポイント、広告は約7ポイント上昇。** ※出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2025年3月）フォローアップ調査」

2025年3月		コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
			原材料費	エネルギー費	労務費
①全体		↑ 52.4% (49.7%)	↑ 54.5% (51.4%)	↑ 47.8% (44.4%)	↑ 48.6% (44.7%)
②業種別	1位 化学	↑ 64.8% (61.9%)	↑ 69.3% (65.0%)	↑ 62.4% (57.9%)	↑↑ 61.3% (54.6%)
	2位 製薬	↑↑↑ 64.1% (53.6%)	↑↑ 68.7% (60.4%)	↑ 56.6% (54.2%)	↑↑↑ 61.7% (46.5%)
	3位 食品製造	↑↑ 60.3% (55.3%)	↑ 62.7% (58.3%)	↑ 52.2% (47.6%)	↑ 51.7% (47.2%)
	4位 電機・情報通信機器	↑ 58.4% (54.8%)	↑ 62.8% (58.9%)	↑ 52.7% (49.6%)	↑ 53.3% (48.7%)
	5位 造船	↑ 57.6% (57.0%)	↓ 60.2% (62.1%)	↑ 57.9% (56.5%)	↓ 51.0% (53.2%)
	6位 飲食サービス	↓ 57.3% (59.0%)	↓ 58.4% (61.2%)	↓ 48.2% (49.0%)	↓ 46.1% (49.4%)
	7位 自動車・自動車部品	↑ 56.6% (51.9%)	↑ 63.7% (59.8%)	↑ 55.0% (51.8%)	↑ 53.4% (48.9%)
	8位 機械製造	↑ 56.2% (54.3%)	↑ 63.3% (60.7%)	↑ 52.2% (49.1%)	↑ 50.6% (47.4%)
	9位 卸売	↑ 54.4% (51.2%)	↑ 56.5% (51.7%)	↑ 48.1% (43.9%)	↑ 47.4% (42.9%)
	10位 情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 54.3% (47.1%)	↑↑↑ 50.5% (38.0%)	↑↑↑ 46.0% (34.0%)	↑↑ 53.6% (46.3%)
	11位 電気・ガス・熱供給・水道	↑↑ 53.6% (48.0%)	↑↑ 55.2% (49.0%)	↑↑ 50.1% (43.5%)	↑↑ 51.8% (43.9%)
	12位 建設	↑ 52.6% (50.3%)	↑ 53.7% (51.6%)	↑ 48.2% (46.0%)	↑ 50.4% (47.4%)
	13位 小売	↑ 52.5% (48.8%)	↑ 53.4% (49.2%)	↑↑ 46.8% (41.7%)	↑↑ 46.3% (40.5%)
	14位 鉱業・採石・砂利採取	↑ 52.2% (49.8%)	↑↑ 53.5% (47.4%)	↑↑ 51.0% (43.6%)	↑↑ 49.5% (43.4%)
	15位 運輸・郵便（トラック運送除く）	↑↑ 51.5% (45.5%)	↑↑ 50.6% (44.3%)	↑↑ 48.1% (41.6%)	↑↑ 49.3% (42.8%)
	16位 紙・紙加工	↑ 51.4% (50.2%)	↑ 52.5% (49.9%)	↑ 46.8% (43.0%)	↑ 46.7% (42.7%)
	17位 金融・保険	↑↑↑ 51.1% (40.9%)	↑↑↑ 50.5% (36.3%)	↑↑↑ 45.6% (31.7%)	↑↑↑ 47.7% (37.4%)
	18位 金属	↑ 50.9% (50.3%)	↑ 56.4% (55.4%)	↑ 47.5% (44.5%)	↑ 46.3% (42.6%)
	19位 生活関連サービス	↑ 50.2% (48.4%)	↑ 48.9% (48.2%)	↑ 44.5% (41.2%)	↑ 43.4% (42.7%)
	20位 不動産・物品賃貸	↑ 48.5% (48.1%)	↑ 49.0% (46.5%)	↑↑ 46.0% (41.0%)	↑ 47.0% (45.4%)
	21位 印刷	↓ 47.7% (48.5%)	↓ 48.9% (49.0%)	↑ 41.3% (41.1%)	↓ 39.6% (40.6%)
	22位 繊維	↓ 47.5% (49.0%)	↑ 49.1% (48.8%)	↓ 41.6% (45.3%)	↓↓ 41.7% (46.8%)
	23位 建材・住宅設備	↓↓ 46.6% (51.6%)	↓ 48.3% (51.6%)	↓ 41.3% (44.9%)	↓ 39.5% (42.8%)
	24位 石油製品・石炭製品製造	↓ 46.0% (47.6%)	↑ 55.6% (55.5%)	↓ 42.4% (42.9%)	↑ 41.2% (41.0%)
	25位 農業・林業	↑ 45.0% (41.2%)	↑ 44.6% (39.9%)	↑ 41.3% (37.3%)	↑ 38.9% (36.1%)
	26位 放送コンテンツ	↑ 43.2% (39.8%)	↑ 44.6% (40.4%)	↓ 36.0% (36.2%)	↑ 41.7% (36.8%)
	27位 廃棄物処理	↓↓ 39.3% (50.7%)	↓ 37.2% (43.1%)	↓↓ 34.4% (47.0%)	↓↓ 35.3% (48.7%)
	28位 広告	↑↑ 38.7% (31.4%)	↑↑↑ 48.4% (32.3%)	↑↑↑ 37.8% (26.4%)	↑ 36.3% (32.1%)
	29位 通信	↓↓ 37.7% (47.0%)	↓↓ 37.2% (44.7%)	↓↓ 34.1% (40.5%)	↓↓ 37.3% (45.7%)
	30位 トラック運送	↑↑ 36.1% (29.5%)	↑↑ 32.1% (25.7%)	↑↑ 33.1% (27.2%)	↑↑ 32.8% (26.9%)
-	その他	-	-	-	-

※2024年9月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑：1～4ポイント 上昇、↑↑：5～9ポイント 上昇、↑↑↑：10ポイント以上 上昇

※（）内は前回の転嫁率を示す。

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング 【受注企業の業種毎に集計】

- 受注者として、価格転嫁してもらえている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向。
 - 製造業系が上位にあり、金融・保険、通信が下位にあるなどの全体的な傾向は従前通りだが、**金融・保険は約3ポイント、通信は約1ポイント上昇**
- ※出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2025年3月）フォローアップ調査」

2025年3月		コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率			
			原材料費	エネルギー費	労務費	
①全体		↑ 52.4% (49.7%)	↑ 54.5% (51.4%)	↑ 47.8% (44.4%)	↑ 48.6% (44.7%)	
②業種別	1位	化学	↑↑ 64.4% (55.3%)	↑↑↑ 69.8% (59.0%)	↑↑ 60.9% (51.7%)	↑↑↑ 58.9% (47.0%)
	2位	卸売	↑ 61.3% (60.3%)	↑ 63.7% (61.9%)	↑ 52.9% (51.2%)	↑ 51.8% (49.6%)
	3位	機械製造	↑ 61.0% (57.3%)	↑ 66.7% (62.1%)	↑ 56.8% (52.7%)	↑ 55.9% (51.8%)
	4位	電機・情報通信機器	↑ 57.3% (54.9%)	↑ 62.5% (58.8%)	↑ 52.8% (48.4%)	↑↑ 53.5% (48.3%)
	5位	小売	↑ 55.7% (52.6%)	↑ 56.7% (54.0%)	↑ 46.9% (44.5%)	↑ 46.1% (44.7%)
	5位	紙・紙加工	↑↑↑ 55.7% (44.7%)	↑↑↑ 58.3% (45.8%)	↑↑ 49.3% (40.3%)	↑↑↑ 49.6% (38.5%)
	7位	食品製造	↑↑ 55.4% (50.0%)	↑↑ 57.4% (51.4%)	↑ 49.2% (44.5%)	↑↑ 49.4% (43.8%)
	8位	造船	↑↑ 54.8% (49.5%)	↑↑ 62.0% (53.0%)	↑↑↑ 61.8% (47.7%)	↑ 49.3% (46.8%)
	9位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 54.0% (47.8%)	↑↑ 50.1% (41.8%)	↑↑ 45.4% (37.0%)	↑↑ 53.4% (47.3%)
	10位	自動車・自動車部品	↑ 53.4% (49.7%)	↑ 63.2% (59.6%)	↑ 53.4% (51.7%)	↑ 52.3% (48.4%)
	11位	鉱業・採石・砂利採取	↑↑ 53.0% (43.1%)	↑↑ 50.1% (40.3%)	↑↑↑ 50.3% (36.5%)	↑↑ 45.8% (36.8%)
	12位	建設	↑ 52.5% (49.8%)	↑ 53.9% (51.6%)	↑ 49.4% (46.3%)	↑ 51.5% (48.0%)
	13位	金属	↓ 51.9% (52.3%)	↑ 59.8% (59.7%)	↑ 48.5% (47.7%)	↑ 47.0% (45.1%)
	14位	印刷	↓ 51.0% (53.1%)	↓ 52.3% (54.2%)	↑ 44.7% (44.3%)	↓ 43.9% (44.3%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑ 50.7% (47.7%)	↑ 48.7% (44.8%)	↑ 48.3% (44.1%)	↑ 48.6% (43.7%)
	16位	繊維	↑ 50.6% (49.7%)	↑ 51.6% (49.3%)	↑ 45.0% (44.9%)	↑ 45.0% (44.1%)
	17位	建材・住宅設備	↑ 49.4% (48.3%)	↑ 51.1% (49.8%)	↑ 44.3% (43.8%)	↑ 43.1% (40.8%)
	18位	広告	↓ 48.3% (50.4%)	↓ 52.8% (53.7%)	↑ 47.4% (44.7%)	↓ 43.5% (45.4%)
	19位	不動産・物品賃貸	↑↑ 47.8% (42.8%)	↑↑↑ 50.8% (34.3%)	↑↑↑ 50.6% (35.1%)	↑↑ 48.6% (40.1%)
	20位	石油製品・石炭製品製造	↑ 46.8% (46.7%)	↑ 58.4% (55.6%)	↑ 42.4% (41.7%)	↑ 39.9% (39.3%)
	21位	電気・ガス・熱供給・水道	↑ 45.5% (42.1%)	↑ 47.2% (43.6%)	↑ 42.1% (37.5%)	↑↑ 43.7% (37.2%)
	22位	製薬	↓↓↓ 45.0% (58.6%)	↓↓↓ 66.7% (80.0%)	↓↓↓ 41.7% (72.9%)	↑ 43.3% (40.0%)
	23位	農業・林業	↑↑ 44.8% (36.5%)	↑↑ 43.4% (34.3%)	↑↑ 40.6% (32.7%)	↑↑ 39.8% (32.5%)
	24位	生活関連サービス	↑ 42.1% (38.1%)	↑↑ 41.8% (34.5%)	↑↑ 38.1% (29.3%)	↑↑ 39.7% (33.7%)
	25位	放送コンテンツ	↑ 41.0% (38.0%)	↑↑ 45.4% (38.0%)	↑ 38.2% (34.6%)	↑ 40.4% (37.9%)
	26位	廃棄物処理	↑ 40.1% (38.4%)	↑ 37.6% (36.5%)	↑ 38.8% (36.5%)	↑ 37.4% (35.4%)
	27位	トラック運送	↑ 37.6% (34.4%)	↑ 33.6% (29.6%)	↑ 35.4% (32.0%)	↑ 34.1% (31.1%)
	28位	飲食サービス	↓↓↓ 36.9% (55.0%)	↓↓↓ 42.8% (53.6%)	↓ 44.6% (47.0%)	↓↓↓ 33.9% (49.0%)
	29位	通信	↑ 35.4% (34.7%)	↑↑ 35.7% (30.7%)	↑↑ 34.5% (27.0%)	↓ 36.3% (38.0%)
	30位	金融・保険	↑ 28.5% (25.2%)	↑↑ 30.6% (21.2%)	↑↑↑ 32.1% (19.4%)	↑↑ 27.5% (21.0%)
-	その他	-	-	-	-	

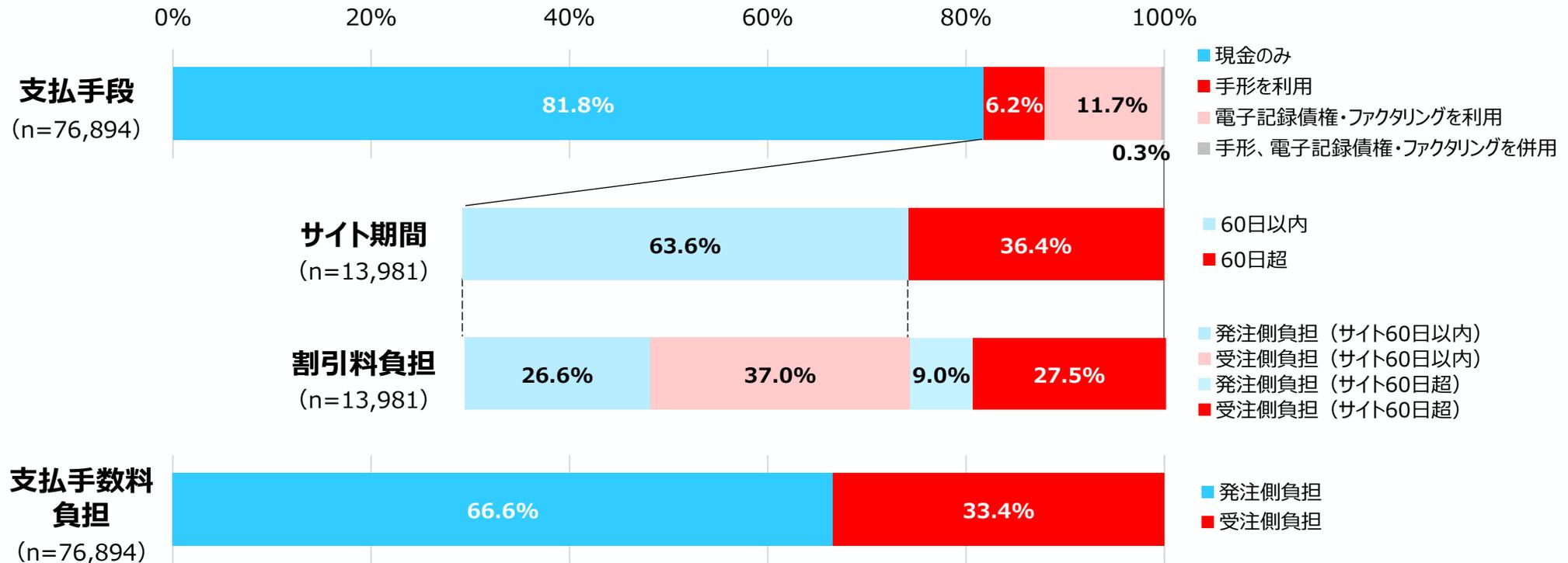
※2024年9月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑：1～4ポイント 上昇、↑↑：5～9ポイント 上昇、↑↑↑：10ポイント以上 上昇

※（）内は前回の転嫁率を示す。

取引代金の支払条件の状況

※出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2025年3月）フォローアップ調査」

- 発注側企業からの取引代金の支払いについて、「**全額現金により支払われる**」割合は、**約8割（81.8%）**（残りの約2割は、支払いの一部又は全部で、手形・電子記録債権・ファクタリングの利用があると回答）。
- 手形等（手形・電子記録債権・ファクタリング）の利用がある場合に、「**交付から入金までの期間**（サイト）が「**60日以内**」である割合は、**約6割（63.6%）**。「**割引料を発注側企業が全額負担している**」割合は、**4割弱（35.6%）**。
- **支払手数料**の負担について、「**発注側企業が全額負担している**」割合は、**7割弱（66.6%）**。



アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

○以前は、支払いがサイト120日の手形決済であったが、現在は翌月全額振込になり、資金繰りが改善した。

▲支払サイトの短縮を依頼したが、その分の金利を要求された。

參考資料

パートナーシップ構築宣言

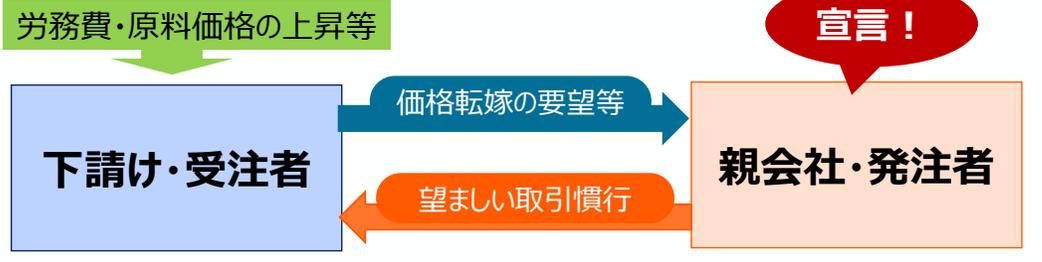
「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）

● 2025年6月30日現在、全国で71,559社、うち九州で6,246社が宣言（全国比：8.73%）

福岡2,380社、佐賀344社、長崎765社、熊本626社、大分650社、宮崎602社、鹿児島879社

宣言のイメージ



製造業だけでなく、**多様な業種**に宣言いただけるものです。
部品製造委託等に限らず、社内の**ITシステム運用**や**清掃・メンテナンス業務委託**、**備品調達等**も含めた、幅広い委託・調達の場面が想定されます。

	全国	九州		福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
			全国比							
企業数	3,375,255	348,468	10.32%	131,240	22,405	38,267	46,830	31,999	31,900	45,827
パートナーシップ構築宣言数（12/17時点）	71,559	6,246	8.73%	2,380	344	765	626	650	602	879
パートナーシップ構築宣言の比率（%）	2.12%	1.80%	-	1.81%	1.54%	2.00%	1.34%	2.03%	1.89%	1.92%

地域におけるパートナーシップ構築宣言の拡大に向けて

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。
- 全ての事業者に「パートナーシップ構築宣言」を広げるため、「自治体・経済団体等による協定締結や共同宣言」、「宣言企業への自治体補助金での加点措置」などの地域での取組が全都道府県まで拡大。

〈パートナーシップ構築宣言の各地域での拡大の現状（2025年4月時点）〉

- 経済団体等が参画する宣言に係る協定締結、共同宣言等
かつ
・宣言企業への補助金加点等のインセンティブを措置
- 経済団体等が参画する宣言に係る協定締結、共同宣言等
または
・宣言企業への補助金加点等のインセンティブを措置
- セミナー等による宣言の周知活動を実施



〈九州各県の主な取組〉

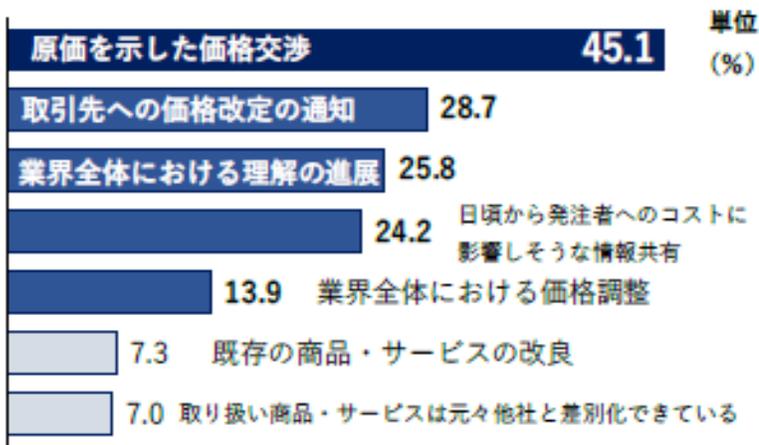
- 福岡県
 - 県・国・県内団体が宣言の県内企業への周知・支援策の検討を含む、価格転嫁の円滑化に係る連携協定を締結。さらに、参加団体を拡大し、宣言の一層の拡大と取引適正化に向けた共同宣言を採択
 - 宣言企業に対して補助金の加点措置
 - 宣言の登録促進に向けて、県内企業へアンケート調査を実施
- 佐賀県・熊本県・大分県
 - 県・国・県内団体が宣言の県内企業への周知・支援策の検討を含む、価格転嫁の円滑化に係る連携協定を締結。
 - 宣言企業に対して補助金の加点措置
- 長崎県
 - 県・国・県内団体が宣言の県内企業への周知・支援策の検討を含む、価格転嫁の円滑化に係る連携協定を締結
 - 宣言企業に対して補助金の加点措置
 - 宣言の登録促進に向けて、県内企業へアンケート調査を実施
- 宮崎県
 - 県・国・県内団体が宣言の県内企業への周知・支援策の検討を含む、価格転嫁の円滑化に係る連携協定を締結
 - 宣言企業に対して補助金の上乘せ措置
- 鹿児島県
 - 宣言の登録促進に向けて、説明会での広報、県内企業へアンケート調査を実施
 - 県・国・県内団体が参加し、円滑な価格転嫁の推進に向けた意見交換会を開催
 - 宣言企業に対して補助金の加点措置、制度融資の保証料引下げ

※パートナーシップ構築宣言HP
<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

よろず支援拠点 ～ 価格転嫁サポート窓口～

- 中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大等の様々な経営課題に対して、地域の支援機関と連携しながら無料で相談を受けるワンストップ窓口として、平成26年より各都道府県に1カ所ずつ「よろず支援拠点」を設置。
- 令和5年7月より、全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、**価格交渉に関する基礎的な知識の習得支援や、原価計算の手法の習得支援**を実施。

価格転嫁ができた理由（複数回答）



(出典) 株式会社帝国データバンク資料
 (2023/2/9 特別企画：
 価格転嫁の成功理由に関する企業アンケート)

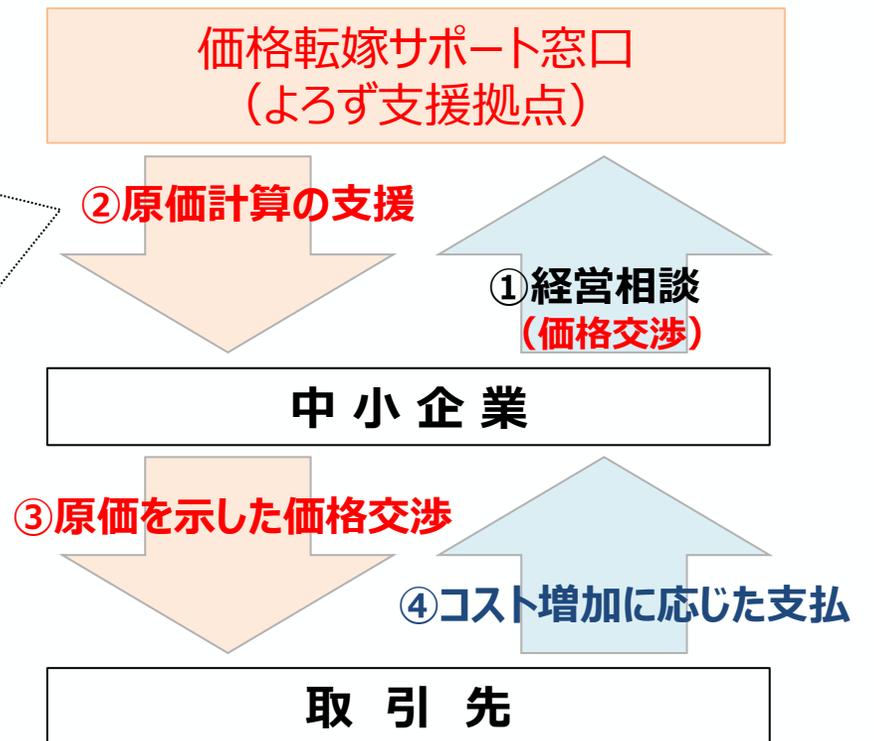
・原価管理に係る**基礎支援**

原価管理の目的とその算出に係る考え方、製品原価の算出に**必要な情報の把握手法等**について助言。

・**実践的な提案**

個々の企業の実態を踏まえた、具体的な**製品毎の原価の算出方法等**を提案。

<価格転嫁サポート窓口のイメージ>



下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止。

（2）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。

※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（5）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（2）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日

令和8年1月1日（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

物流の2024年問題と物流効率化法の改正

- トラックドライバーの長時間労働是正のため、2024年度からトラックドライバーに時間外労働の上限規制（年間960時間）が適用。
- 物流効率化に取り組みなかった場合、労働力不足による物流需給がさらに逼迫するおそれがあり、コロナ前の2019年比で最大14.2%（4.0億トン）の輸送能力不足が起これると試算されている。（物流の2024年問題）
- さらに、2030年には、34.1%（9.4億トン）の輸送能力不足が懸念される。



物流革新に向けた政策パッケージ等の策定

- | | | |
|-------|-----|--|
| 2023年 | 3月 | 「我が国の物流の革新に関する <u>関係閣僚会議</u> 」を設置 |
| | 6月 | 関係閣僚会議において「物流革新に向けた <u>政策パッケージ</u> 」を策定 |
| | 10月 | 関係閣僚会議において「物流革新 <u>緊急パッケージ</u> 」を策定
(6月の政策パッケージのうち、緊急に取り組むべき事項を具体化) |
| 2024年 | 2月 | 政府において、 <u>物流法案</u> の閣議決定、国会提出 |
| | 5月 | <u>改正物流法</u> 公布（2024年4月26日 法案成立） |

改正物流効率化法の施行に向けたスケジュール【想定】

- | | |
|---------|---|
| 2025年度～ | <u>法律・政省令の施行①</u> （基本方針、努力義務・判断基準 等）※（2025年度中）各事業者による重量の算定 |
| 2026年度～ | <u>法律・政省令の施行②</u>
(特定事業者の措置〔特定事業者の指定、中長期計画の提出・物流統括管理者の選定 等〕) |
| 2027年度～ | <u>法令に基づく定期報告の提出開始</u> |

荷主・物流事業者に対する規制措置（物流効率化法）

- 荷主・物流事業者間の**商慣行を見直し**、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等を図る。

すべての事業者

- 荷主***（発荷主、着荷主）・**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について努力義務を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
*元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
- 上記取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

一定規模以上の事業者

- 上記の事業者のうち一定規模以上のものを特定事業者として指定し、**中長期計画の作成**や**定期報告**等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分な場合、**勧告・命令**を実施。
- さらに、うち荷主には、**物流統括管理者の選任**を義務付け。

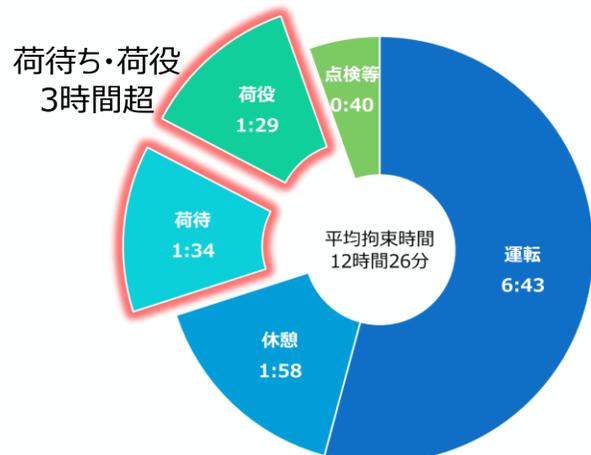
※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。

※鉄道建設・運輸機構の業務に、認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。（予算）

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】

【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」】

【荷主等が取り組むべき措置の例】



(トラック輸送状況の実態調査(R2)より)

取り組むべき措置	判断基準（取組の例）
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入 等
荷役時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等
積載率の向上	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約 等



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレット導入



パレットの利用による荷役時間の短縮

収益UP
賃上げ
設備投資

の好循環を県内に広める

県内中小企業の現場では



事業者の価格転嫁を強力に推進するため

価格転嫁伴走支援プロジェクト

機運を高める広報も！



価格交渉を進めるには

現状把握・分析
原価計算
交渉術(タイミング)
などが必要

- ① 専門家による伴走支援 交渉にも同席
- ② 価格交渉スキル向上のためのセミナー開催
- ③ 業種別ワークショップ開催

○ 専門家派遣
→ 現在約50の事業者に
伴走支援中！(受付中)

- スキルアップセミナー開催
(R7.7~8月開催 受付中)
- 業種別ワークショップ開催
(R7.9月以降実施予定！)



価格転嫁円滑化連携協定を締結



- 佐賀労働局
- 九州運輸局
- 佐賀県
- 九州経済産業局
- 連合佐賀
- 商工団体
- トラック協会

全 **13** 機関が連携し

企業の価格転嫁への機運を高める



飲食店などでも

その値段、価値に合っていますか？

県内飲食店の好事例



お客が多く、従業員の負担を減らすため値上げ

客足変わらず収益UP
賃上げや設備投資へ

価値にふさわしい値付けを実現するため

「適正な時価」研究プロジェクト



モデル事業者2社が専門家とともに値付けについて研究予定

R6年度「価格転嫁伴走支援プロジェクト」事業効果について

人件費、原材料費、エネルギーコストが上昇する一方で価格転嫁が進まない県内企業に
専門家を派遣して原価計算や価格交渉をバックアップ ➡ 価格転嫁を推進!!

事業効果

75社に
専門家を派遣

中小企業診断士

(R6.8月～R7.3月)



(B to B)
製造業などでの

全額又は一部で価格転嫁



(B to C)
飲食店などでの

販売価格の改定



(R7.3末時点で)
派遣企業の
6割以上で
価格転嫁が
進展!!

県独自の取組により価格転嫁を引き続き推し進めていきます

今年度も
実施中!

価格転嫁伴走支援プロジェクト

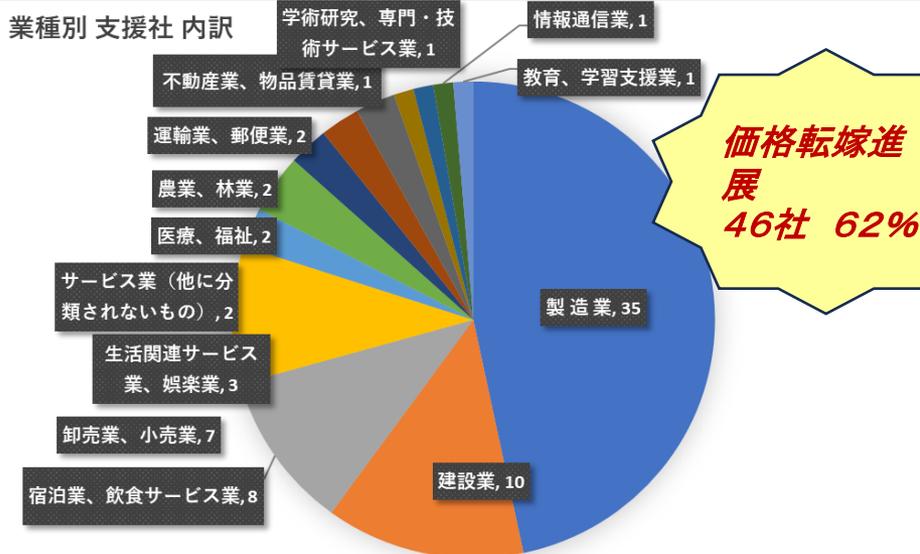
1. 県内の価格転嫁を推進するため R6年度実施

①スキルアップセミナー 10回 214名参加

- ・価格転嫁の取組の啓発
- ・事業者を取り巻く環境(材料高、賃金UP、燃料費高騰)の理解
- ・価格転嫁の進め方

②専門家派遣事業 75社 支援実施

- ・自社の現状分析、交渉資料作成、価格転嫁の進め方を伴走支援



2. 価格転嫁での課題

◆原材料費・人件費・他経費の上昇分すべてを価格転嫁することは難しい→自社での生産性向上、費用削減、付加価値向上

◆取引先自体の仕事量が減っており、価格交渉すると取引を減らされる恐れがある。

◆商品・サービスを値上をすると売上が落ちることが怖い。

事業者固有の状況に応じた価格交渉・利益確保を支援していく必要がある。

3. R7年度取り組み

①スキルアップセミナー 10回予定

- ・価格転嫁の必要性を理解(シミュレーション)
- ・価格転嫁の進め方
- ・R6年度価格転嫁した2事例の紹介

②業種別ワークショップセミナー 10回予定

製造(自社製品)・製造(下請け)・建設・飲食など業種別開催
業種固有の価格転嫁の課題・取り組み方を理解・習得

③専門家派遣事業 140社予定

現在、59社申込(新規31社、前年度からの継続28社)

価格転嫁伴走支援プロジェクト専門家派遣 支援事例

業種	製造業（下請け）
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料高騰、最低賃金上昇への対応 ・ 現状に合った正しい原価計算に基づく見積額の算出
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備ごとの時間当たりの実質原価の明確化 →10-20%程度時間当たりのチャージ金額の引き上げ ・ ただし、案件毎に見積もり競争となるため、当社の稼働率や相手の状況に応じた臨機応変さが必要
価格交渉の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格転嫁率…10-20% ※案件毎に見積もりが必要なため相手や当社の状況次第で見積額の変動がある

業種	製造業（自社製品）
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原価把握 ・ 適正価格（上昇コスト分）の設定
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原価計算、値付けに関する考え方、主力商品の原価計算の実施、値付けの係数の改善などを整理 ・ 高単価商品について付加価値を持たせる魅せ方を理解 ・ チャンネル別での値上を実施。店頭（10-20%）、見本市（50%）UP。
価格交渉の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格転嫁率…20% ※商品、販路により転嫁率の違いがある

業種	建設業
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ どんぶり勘定からの脱却 ・ 現場ごとの実行予算の管理力の不足 ・ 進捗計画と実績の差異分析、改善活用ができていない
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原価積み上げによる実行予算を策定し、見積書を作成。 ・ 材料費は相見積もりで原価低減を図る ・ 工事台帳で実行予算と実績原価の差異を分析し、次以降の現場へ改善を反映するサイクルを構築
価格交渉の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格転嫁率…5% ※請負業のため単純比較はできないが、主要現場において前年度の粗利益率より比較計算

業種	飲食業
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益性確保にむけた販売価格の見直し、原価管理の徹底
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務分析では変動比率については問題ないが、固定費を維持するための必要売上高が不足 ・ 宴会等の価格設定は変えず、食材の工夫で対応 ・ 鉢盛、仕出しの価格引き上げ
価格交渉の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉢盛、仕出しの金額を引き上げ（約33%UP） ※材料比率は変更しない



下請法改正法の概要等

新名称：「**製造委託等に係る中小受託事業者に対する
代金の支払の遅延等の防止に関する法律**」
(略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法)

令和 7 年 7 月
公正取引委員会

下請法改正の背景・趣旨等

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法改正法案を今国会に提出した。

(令和7年5月16日 参議院本会議可決成立)

施行期日 令和8年1月1日

下請法の主な改正事項（一覧）

〈規制の見直し〉

（１）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

（２）手形払等の禁止

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止

（３）運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

（４）従業員基準の追加（適用基準の追加）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

（５）面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

〈「下請」等の用語の見直し〉

- ・題名について、以下のとおり改める。

「下請代金支払遅延等防止法」⇒「**製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律**」

- ・用語について、以下のとおり改める。

「下請事業者」⇒「**中小受託事業者**」、**「親事業者」**⇒「**委託事業者**」等

下請法の主な改正事項の概要

① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第5条第2項第4号関係】

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方向的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

- ◆ 「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方向的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。



下請法の主な改正事項の概要

② 手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

現行



支払日までの期間（60日） + 手形サイト（60日） = 現金受領までの期間【120日】

改正案



支払日までの期間（60日） = 現金受領までの期間【60日】

下請法の主な改正事項の概要

③ 運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正案

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



下請法の主な改正事項の概要

④ 従業員基準の追加【新第2条第8項、第9項関係】

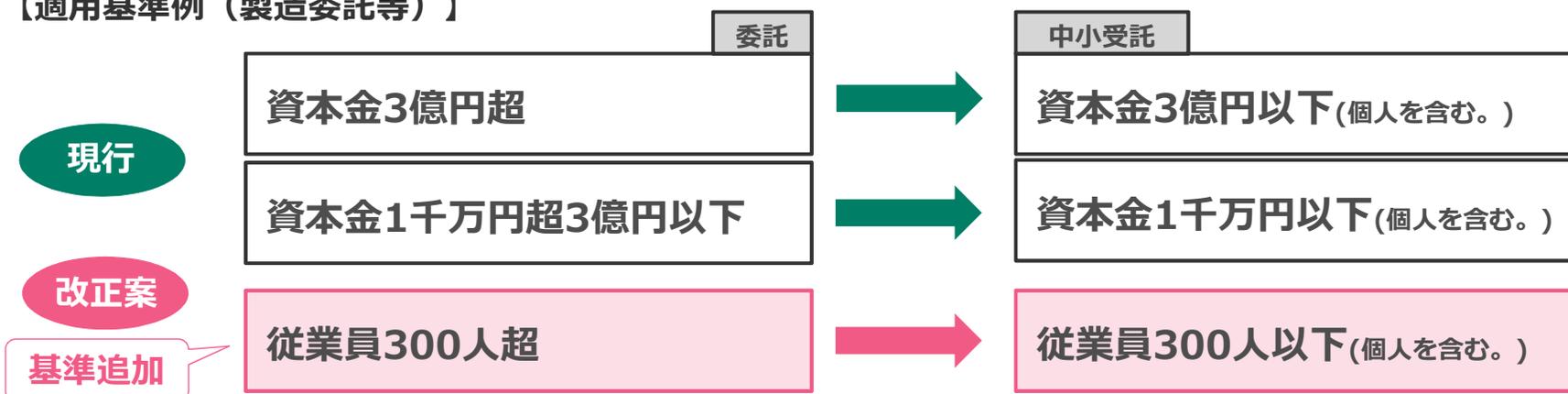
改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の**資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。**
- 本法の**適用を逃れるため、受注者に増資を求める**発注者が存在する。

改正内容

- ◆ 適用基準として**従業員数の基準を新たに追加**する。
- ◆ 具体的な基準については、**本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。**

【適用基準例（製造委託等）】



下請法の主な改正事項の概要

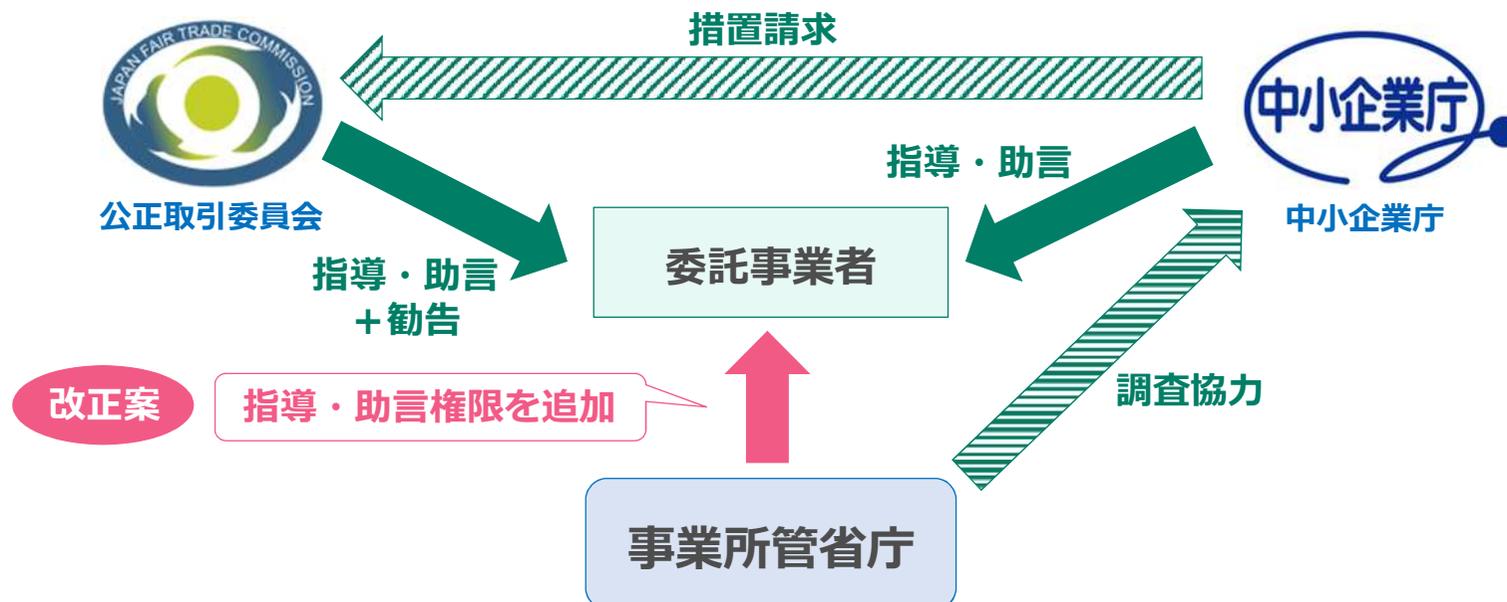
⑤ 面的執行の強化【新第5条第1項第7号、第8条、第13条関係】

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



下請法の主な改正事項の概要

⑥ 「下請」等の用語の見直し【題名、新第2条第8項、第9項関係】

改正理由

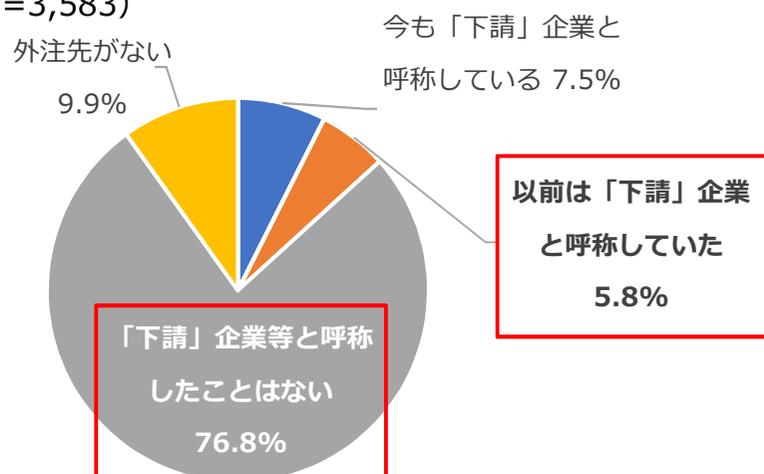
- 本法における「下請」という用語は、**発注者と受注者が対等な関係ではないという語感**を与えたとの指摘がある。
- 時代の変化に伴い、**発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている**。

改正内容

- ◆ 用語について、**「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「下請代金」を「製造委託等代金」等に改正**する。
- ◆ 法律の題名も、**「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正**する
(略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法)

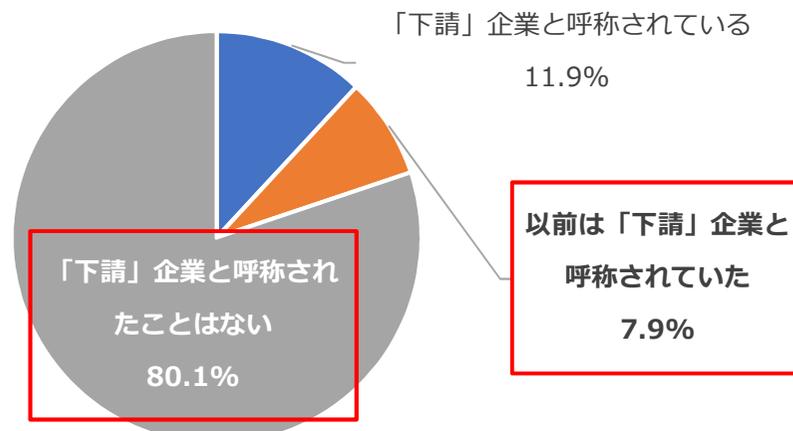
外注先を「下請」企業と呼称した経験の有無 (n=3,583)

【発注者としての声】



発注者から「下請」企業と呼称された経験の有無 (n=3,583)

【受注者としての声】



(出所) 中小企業庁・公正取引委員会「下請取引等の実態に係るアンケート調査」

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果（九州地区）



ポイント

- ・道路貨物運送業等のコストに占める労務費の割合が高い又は労務費上昇分の転嫁が進んでいない**業種の事業者**を対象に調査
- ・「**労務費転嫁交渉指針**」に沿った行動を採らなかった事業者（**679名**）や「**独禁法Q&A**」に該当する行為が認められた事業者（**463名**）に対して注意喚起

注意喚起文書発送数

	全国	うち九州地区
労務費転嫁交渉指針（※1）	9,388名	679名
独禁法Q&A（※2）	6,510名	463名

※1 令和5年度調査の結果、原材料価格やエネルギーコストと比べて労務費の転嫁が進んでいない結果となったことを踏まえ、令和5年11月29日に、内閣官房と公正取引委員会との連名で「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」（**労務費転嫁交渉指針**）を策定・公表

※2 **独禁法Q&A**（公取委HP「よくある質問コーナー」のQ20）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

価格転嫁・価格交渉 スキルアップセミナー

「うちもそろそろ限界…」と
感じている経営者の方へ
価格転嫁はあなたの会社を
守るための第一歩です

今回のセミナーでは、価格転嫁の必要性、計算方法、価格転嫁を進めるための交渉術、これまで実際にあった事例などをお話します。

物価高騰、人件費の高騰など会社経営を取り巻く環境がこれまでとは大きく変化している中、会社を持続させていくために必要な手立てとしての価格転嫁について一緒に考えていきましょう。

参加費無料

定員20名 ※先着順



開催日程

期日	時間	講師	会場
7月15日(火)	10:00~11:30	工藤 芳純氏	佐賀商エビル4階会議室 佐賀市白山2丁目1番12号
7月18日(金)	13:30~15:00	工藤 芳純氏	鳥栖商工会議所 鳥栖市元町1380-5
7月23日(水)	13:30~15:00	小島 康伸氏	メリランドクオオボウル2階貸会議室 武雄市朝日町甘久1331
8月 5日(火)	13:30~15:00	工藤 芳純氏	唐津商工会議所 唐津市大名小路1番54号 <small>※駐車場がありません。近隣の駐車場をご利用下さい。</small>
8月 8日(金)	13:30~15:00	小島 康伸氏	有田商工会議所 西松浦郡有田町本町丙954番地9
8月19日(火)	13:30~15:00	工藤 芳純氏	佐賀商エビル4階会議室 佐賀市白山2丁目1番12号
8月21日(木)	13:30~15:00	小島 康伸氏	伊万里商工会議所 伊万里市新天町663
8月26日(火)	13:30~15:00	小島 康伸氏	鹿島商工会議所 鹿島市大字高津原4296-41

※セミナーの内容は全会場同じです。貴社の現状や実態に即した価格転嫁について、ご希望があれば専門家派遣での支援を行っております。(無料)
その他、業種別ワークショップなども開催予定です。

【お申し込み方法】裏面のお申し込み用紙にご記入の上FAXでお申し込み下さい。また、下記メールアドレスに裏面の必要事項内容を明記の上、メールで送信されるか、右記の二次元コードを読み取っていただき、必要事項をご記入の上お申し込み下さい。

申し込みフォーム



○主催 = 価格転嫁伴走支援プロジェクト

○後援 = 佐賀県経営者協会・佐賀県商工会議所連合会・佐賀県商工会連合会・佐賀県中小企業団体中央会

【お問い合わせ先】佐賀県 産業政策課 連絡先：(一社)佐賀県中小企業診断士協会

価格転嫁伴走支援プロジェクト

〒840-0826 佐賀市白山1-4-28 佐賀白山ビル2階
TEL:0952-97-8135 FAX:0952-97-8136
E-mail: ssga-kokakutenko@abox3.so-net.ne.jp

価格転嫁・価格交渉スキルアップセミナー

講師

小島 康伸氏

(中小企業診断士)

講師

工藤 芳純氏

(中小企業診断士)

●講師プロフィール

住宅設備機器メーカーに勤務し、工務店や設備工事等の取引先の経営支援に従事。

その後、社内ベンチャー企業の立ち上げから事業化(黒字化)にもかかわるなど豊富な実務経験を持つ。



●講師プロフィール

外資系金融機関等に勤務後、2012年に中小企業診断士として独立。佐賀第6次産業化サポートセンター・佐賀県よろず支援拠点・福岡県事業承継支援ネットワーク等を歴任、幅広い業種・業態への豊富な支援経験を持つ。



「価格転嫁・価格交渉スキルアップセミナー」受講申込書

FAX 0952-97-8136

各会場定員20名※先着順

希 望 日	7月15日(火)	7月18日(金)	7月23日(水)	8月5日(火)	ご希望される日付を ○でお囲みください
	8月8日(金)	8月19日(火)	8月21日(木)	8月26日(火)	
事 業 者 名					
住 所					
参 加 者 名					
電 話 番 号	TEL()				—
F A X 番 号	FAX()				—
メー ル ア ド レ ス					

※メール、二次元コードでのお申し込みも可能です。ご不明な点は、価格転嫁伴走支援プロジェクトにお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 **価格転嫁伴走支援プロジェクト**

〒840-0826 佐賀市白山1-4-28 佐賀白山ビル2階

TEL:0952-97-8135 FAX:0952-97-8136

E-mail:saga-kakakutenka@abox3.so-net.ne.jp

連合佐賀 2025春季生活闘争 進捗状況

全体集計

【要求状況】

2025/5/31現在

集計項目	調査対象組合		要求組合				平均賃金	1組合当たり平均(単純平均)		組合一人当たり平均(加重平均)	
	組合数	人員	組合数	人員	年齢	勤続		要求額	要求率	要求額	要求率
全体	83	15,407	68	11,035	40.7	14.0	246,866	16,005	6.48%	17,591	7.13%
			81.9%	71.6%			244,151	13,534	5.54%	14,767	6.05%
300人以上	9	9,092	8	5,569	38.2	14.2	285,002	18,142	6.37%	18,718	6.57%
			88.9%	61.3%			283,885	15,479	5.45%	15,660	5.52%
100～299	26	4,272	24	3,893	39.6	14.3	256,975	16,724	6.51%	16,828	6.55%
			92.3%	91.1%			254,081	14,288	5.62%	14,682	5.78%
100人未満	48	2,043	36	1,573	42.1	13.8	231,653	15,051	6.50%	15,486	6.69%
			75.0%	77.0%			233,036	12,843	5.51%	13,038	5.59%

下段は率← →下段は昨年同時期比

【妥結状況】

集計項目	調査対象組合		妥結組合				平均賃金	1組合当たり平均(単純平均)		組合一人当たり平均(加重平均)	
	組合数	人員	組合数	人員	年齢	勤続		妥結額	妥結率	妥結額	妥結率
全体	83	15,407	58	9,680	40.9	14.4	249,772	12,090	4.84%	14,372	5.75%
			69.9%	62.8%			250,373	11,176	4.46%	12,388	4.95%
300人以上	9	9,092	7	4,793	38.5	14.5	289,813	16,189	5.59%	16,083	5.55%
			77.8%	52.7%			283,885	14,916	5.25%	13,486	4.75%
100～299	26	4,272	22	3,646	39.8	14.4	258,345	12,861	4.98%	12,778	4.95%
			84.6%	85.3%			254,625	11,489	4.51%	11,716	4.60%
100人未満	48	2,043	29	1,241	42.5	14.4	233,604	10,516	4.50%	12,447	5.33%
			60.4%	60.7%			241,167	10,259	4.25%	10,967	4.55%

下段は率← →下段は昨年同時期比

地場集計（佐賀県を拠点とした本社がある企業）

【要求状況】

集計項目	調査対象組合		要求組合				平均賃金	1組合当たり平均(単純平均)		組合一人当たり平均(加重平均)	
	組合数	人員	組合数	人員	年齢	勤続		要求額	要求率	要求額	要求率
全体	57	6,942	46	6,218	40.6	14.0	228,745	15,253	6.67%	16,394	7.17%
			80.7%	89.6%			220,906	12,944	5.86%	14,108	6.39%
300人以上	4	2,898	4	2,898	35.5	13.1	265,925	17,627	6.63%	17,931	6.74%
			100.0%	100.0%			269,187	15,974	5.93%	15,824	5.88%
100～299	16	2,472	14	2,093	39.2	14.2	232,807	15,245	6.55%	14,733	6.33%
			87.5%	84.7%			220,834	12,497	5.66%	13,034	5.90%
100人未満	37	1,572	28	1,227	42.2	14.0	221,404	14,918	6.74%	15,599	7.05%
			75.7%	78.1%			216,544	12,845	5.93%	13,359	6.17%

下段は率← →下段は昨年同時期比

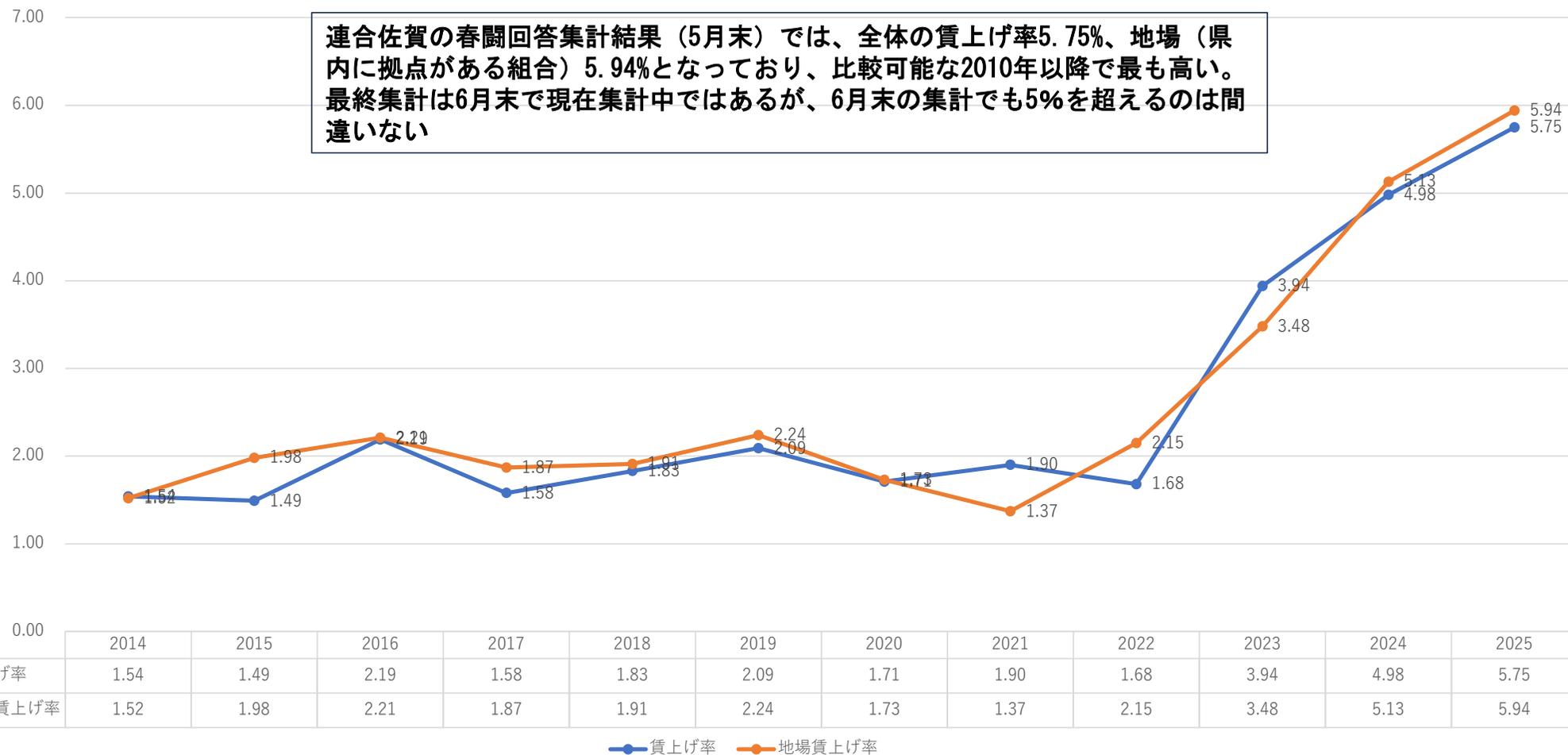
【妥結状況】

集計項目	調査対象組合		妥結組合				平均賃金	1組合当たり平均(単純平均)		組合一人当たり平均(加重平均)	
	組合数	人員	組合数	人員	年齢	勤続		妥結額	妥結率	妥結額	妥結率
全体	57	6,942	36	4,863	40.9	14.5	228,393	10,908	4.78%	13,563	5.94%
			63.2%	70.1%			225,717	10,391	4.60%	11,644	5.16%
300人以上	4	2,898	3	2,122	35.2	13.2	270,792	16,314	6.02%	16,274	6.01%
			75.0%	73.2%			269,187	13,952	5.18%	13,674	5.08%
100～299	16	2,472	12	1,846	39.6	14.4	231,290	11,422	4.94%	11,043	4.77%
			75.0%	74.7%			219,061	9,738	4.45%	9,642	4.40%
100人未満	37	1,572	21	895	42.7	14.8	220,681	9,842	4.46%	12,332	5.59%
			56.8%	56.9%			223,611	10,272	4.59%	11,456	5.12%

下段は率← →下段は昨年同時期比

2025春闘連合佐賀回答集計（5月末）

連合佐賀の春闘回答集計結果（5月末）では、全体の賃上げ率5.75%、地場（県内に拠点がある組合）5.94%となっており、比較可能な2010年以降で最も高い。最終集計は6月末で現在集計中ではあるが、6月末の集計でも5%を超えるのは間違いない



回 答 集 計

1. 賃上げ（月例賃金）

①平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）

平均賃金方式	2025回答（2025年7月3日公表）				昨年対比	2024回答（2024年7月3日公表）					
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計		額		率	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計		額	率
		額	率					額	率		
	5,162 組合 2,962,661 人	16,356 円	5.25 %		1,075 円 0.15%	5,284 組合 2,933,902 人	15,281 円	5.10 %			
300人未満 計	3,677 組合 348,833 人	12,361 円	4.65 %		1,003 円 0.20%	3,816 組合 359,093 人	11,358 円	4.45 %			
~99人	2,246 組合 95,790 人	10,922 円	4.36 %		1,296 円 0.38%	2,333 組合 97,385 人	9,626 円	3.98 %			
100~299人	1,431 組合 253,043 人	12,909 円	4.76 %		905 円 0.14%	1,483 組合 261,708 人	12,004 円	4.62 %			
300人以上 計	1,485 組合 2,613,828 人	16,920 円	5.33 %		1,046 円 0.14%	1,468 組合 2,574,809 人	15,874 円	5.19 %			
300~999人	984 組合 526,998 人	14,835 円	5.08 %		803 円 0.10%	979 組合 528,881 人	14,032 円	4.98 %			
1,000人~	501 組合 2,086,830 人	17,451 円	5.39 %		1,089 円 0.15%	489 組合 2,045,928 人	16,362 円	5.24 %			

※2025年と2024年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の昨年対比は整合しない。

《参考》 賃上げ分が明確に分 かる組合の集計 (加重平均)	2025回答（2025年7月3日公表）				賃上げ分 昨年対比	2024回答（2024年7月3日公表）					
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計		額		率	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計		額	率
		額	率					額	率		
	3,594 組合 2,700,216 人	16,842 円	11,727 円	5.35 %	3.70 %	1,033 円 0.14%	3,639 組合 2,622,981 人	15,818 円	10,694 円	5.20 %	3.56 %
300人未満 計	2,285 組合 258,706 人	13,552 円	9,468 円	4.98 %	3.49 %	1,212 円 0.33%	2,357 組合 265,547 人	12,484 円	8,256 円	4.75 %	3.16 %
~99人	1,181 組合 60,402 人	12,304 円	8,485 円	4.72 %	3.27 %	1,295 円 0.41%	1,209 組合 60,202 人	11,125 円	7,190 円	4.39 %	2.86 %
100~299人	1,104 組合 198,304 人	13,924 円	9,768 円	5.06 %	3.56 %	1,200 円 0.32%	1,148 組合 205,345 人	12,871 円	8,568 円	4.85 %	3.24 %
300人以上 計	1,309 組合 2,441,510 人	17,203 円	11,967 円	5.38 %	3.72 %	998 円 0.12%	1,282 組合 2,357,434 人	16,218 円	10,969 円	5.25 %	3.60 %
300~999人	848 組合 459,333 人	15,428 円	10,879 円	5.25 %	3.71 %	948 円 0.18%	841 組合 459,089 人	14,588 円	9,931 円	5.14 %	3.53 %
1,000人~	461 組合 1,982,177 人	17,611 円	12,219 円	5.41 %	3.73 %	999 円 0.11%	441 組合 1,898,345 人	16,619 円	11,220 円	5.27 %	3.62 %

②個別賃金方式（組合数による単純平均）

個別賃金方式	2025回答（2025年7月3日公表）				引上げ額/率 昨年対比	2024回答（2024年7月3日公表）			
	集計組合数 集計組合員数	引上げ額 引上げ率	改定前水準 到達水準	引上げ額		集計組合数 集計組合員数	引上げ額 引上げ率	改定前水準 到達水準	引上げ額
A方式35歳	232 組合	10,904 円	276,845 円	2,226 円	200 組合	8,678 円	271,151 円	271,151 円	
	100,838 人	3.94 %	287,703 円	0.74%	100,055 人	3.20 %	279,784 円	279,784 円	
A方式30歳	239 組合	10,479 円	256,702 円	2,021 円	213 組合	8,458 円	249,346 円	249,346 円	
	114,975 人	4.08 %	267,181 円	0.69%	113,155 人	3.39 %	257,804 円	257,804 円	
B方式35歳	184 組合	16,557 円	274,694 円	2,581 円	165 組合	13,976 円	271,279 円	271,279 円	
	97,473 人	6.03 %	291,251 円	0.88%	98,601 人	5.15 %	285,260 円	285,260 円	
B方式30歳	147 組合	17,590 円	243,276 円	2,408 円	136 組合	15,182 円	237,833 円	237,833 円	
	44,445 人	7.23 %	260,866 円	0.85%	55,546 人	6.38 %	253,015 円	253,015 円	
C方式35歳	129 組合		309,941 円		101 組合		295,134 円	295,134 円	
	286,125 人		326,332 円		143,739 人		312,751 円	312,751 円	

【注】 A方式：特定した労働者（たとえば動統17年・年齢35歳生産技能職、動統12年・年齢30歳事務技術職）の前年度の水準に対して、新年度該当する労働者の賃金をいくら引き上げるかを交渉する方式。この部分を連合は「純ペア」と定義した。

B方式：特定する労働者（たとえば新年度動統17年・年齢35歳生産技能職）の前年度の賃金に対し、新年度（動統と年齢がそれぞれ1年増加）いくら引き上げるかを交渉する方式。

C方式：個別銘柄で、引き上げ後の水準をいくらにするかを要求する方式。



回 答 集 計

③有期・短時間・契約等労働者の賃上げ

時給	2025回答 (2025年7月3日公表)			昨対比	2024回答 (2024年7月3日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額・率	平均時給 (参考値)		集計組合数 集計組合員数	賃上げ額・率	平均時給 (参考値)
単純平均	384 組合 861,305 人	59.65 円 5.17 %	1,213.28 円	5.87 円 0.26 ポイント	386 組合 885,369 人	53.78 円 4.91 %	1,148.92 円
加重平均		66.98 円 5.81 %	1,219.70 円	4.28 円 0.07 ポイント		62.70 円 5.74 %	1,155.02 円
月給	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)	昨対比	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)
	単純平均	127 組合 25,167 人	9,914 円		4.32 %	777 円	146 組合 27,845 人
加重平均		10,004 円	4.35 %	▲ 865 円		10,869 円	4.98 %

④企業内最低賃金協定 (組合数による単純平均)

	2025回答 (2025年7月3日公表)				
	闘争前協約あり		闘争前協約なし		
基幹的労働者	闘争前水準	回答組合数	回答額	回答組合数	回答額
18歳月額	181,982 円	245 組合	194,865 円	0 組合	0 円
時間額	1,093 円	40 組合	1,166 円	0 組合	0 円
基幹的労働者以外	闘争前水準	回答組合数	回答額	回答組合数	回答額
18歳月額	177,880 円	586 組合	188,321 円	53 組合	190,819 円
時間額	1,070 円	132 組合	1,121 円	12 組合	1,066 円

※ 要求提出組合の単純平均

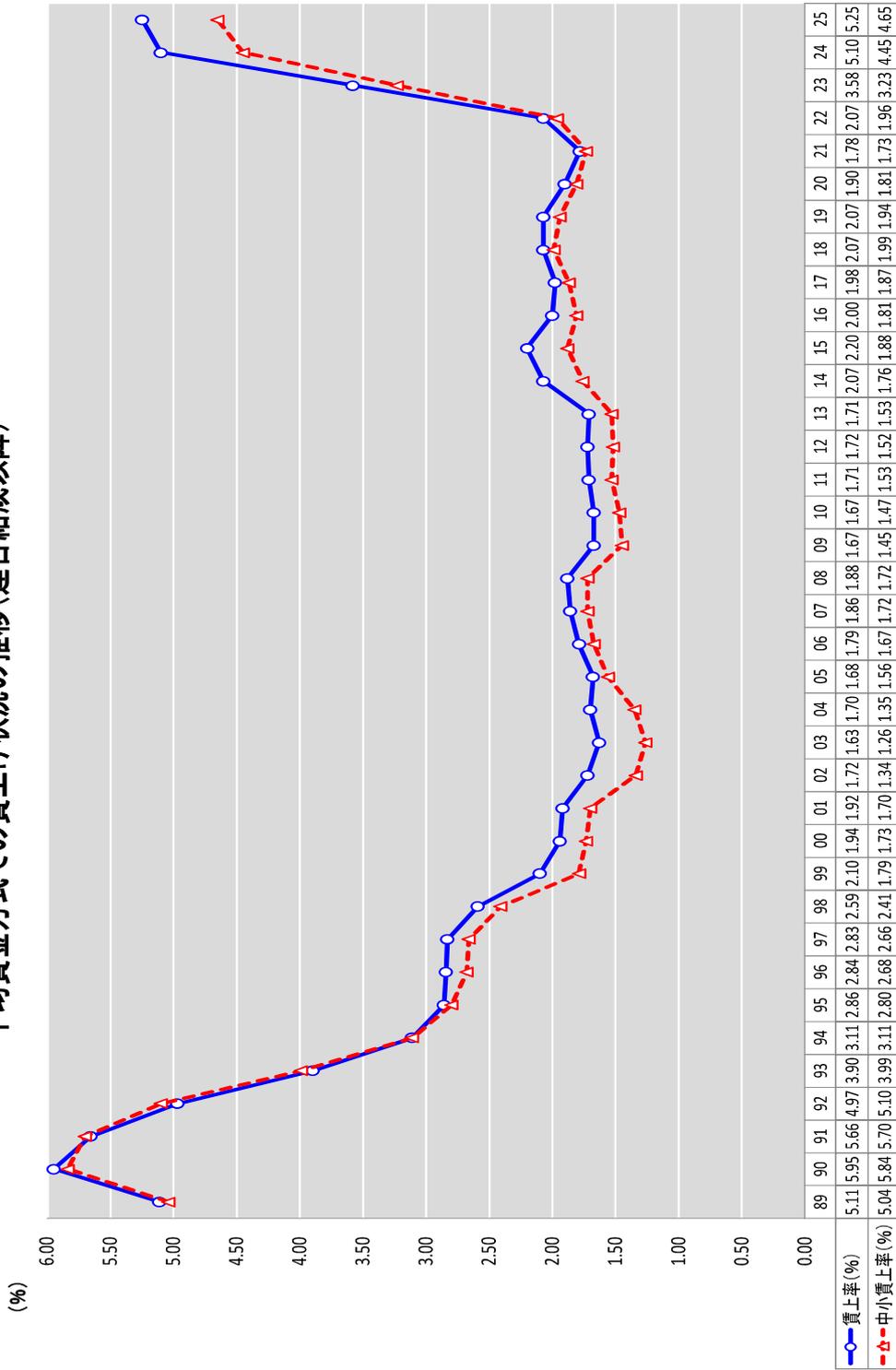
2. 一時金 (組合員数による加重平均)

※ 〈月数〉集計と〈金額〉集計では集計対象組合が異なるため、集計結果は整合しない。

	2025回答 (2025年7月3日公表)			昨対比	2024回答 (2024年7月3日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	回答			集計組合数 集計組合員数	回答	
フルタイム組合員 一時金	年間	月数	2,296 組合 2,016,100 人	5.11 月	0.02 月	2,349 組合 1,964,110 人	5.09 月
		金額	1,068 組合 852,740 人	1,650,685 円	11,962 円	1,252 組合 945,007 人	1,638,723 円
	季別	月数	2,430 組合 1,731,267 人	2.50 月	▲ 0.02 月	2,485 組合 1,723,125 人	2.52 月
		金額	1,495 組合 822,236 人	772,523 円	29,778 円	1,598 組合 819,811 人	742,745 円
短時間労働者 一時金	年間	月数	35 組合 61,216 人	1.53 月	0.38 月	41 組合 46,838 人	1.15 月
		金額	38 組合 89,565 人	133,796 円	36,671 円	45 組合 60,515 人	97,125 円
	季別	月数	33 組合 54,433 人	0.67 月	0.22 月	42 組合 72,609 人	0.45 月
		金額	48 組合 87,345 人	64,570 円	▲ 1,688 円	54 組合 67,524 人	66,258 円
契約社員 一時金	年間	月数	38 組合 4,801 人	2.57 月	0.19 月	38 組合 5,067 人	2.38 月
		金額	15 組合 2,802 人	405,989 円	166,497 円	15 組合 4,904 人	239,492 円
	季別	月数	63 組合 12,020 人	1.41 月	0.22 月	41 組合 6,168 人	1.19 月
		金額	35 組合 8,472 人	297,211 円	63,562 円	9 組合 2,862 人	233,649 円



平均賃金方式での賃上げ状況の推移(連合結成以降)



(注)1989～2024年のデータは、すべて6月末時点の最終集計結果。

